

誰もが自分らしく生きることができる
社会の実現を目指す実行プラン
荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）
（素案）

令和8年 月

荒 川 区

目次

第1章 計画の枠組み	1
1 計画策定の目的	2
2 計画策定の背景	2
(1) 国際社会の動き	2
(2) 国の動き	3
(3) 東京都の動き	5
(4) 荒川区の取組	6
3 計画の位置付け	8
4 計画の概要	9
(1) 計画の期間	9
(2) 計画策定の体制	9
(3) 計画の進捗管理・評価	9
(4) 計画の見直し	9
第2章 基本的な考え方	11
1 現状と課題	12
(1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上	12
(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶／困難を抱える女性への支援体制の整備	14
(3) 生活と社会活動の調和	16
(4) 計画推進のための体制の整備	21
2 計画の基本理念及び基本目標	22
3 計画の体系	24
第3章 施策の方向性と施策	27
基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める	28
1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり	29
2 多様性の理解促進と地域における協働の促進	33
基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・困難を抱える女性への支援体制を整備する	37
1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実	38
2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備	42
基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る	45
1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成	47
2 家庭における役割分担の見直し	49
3 誰もが働きやすい環境づくり	53
4 ライフステージに応じた健康づくり	57

5 様々な人に配慮した防災対策の推進	60
基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する	62
1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	63
2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした全庁的な連携強化	66

第1章 計画の枠組み

1 計画策定の目的

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現は、全ての人の願いであり、区としても区民一人一人が充実した生活を実感できるまちを目指してきました。

こうした社会を実現するためには、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが不可欠です。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下『配偶者暴力防止法』という。）」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下『女性活躍推進法』という。）」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下『困難女性支援法』という。）」等に基づく行動計画を包含し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、区政各分野において必要な施策を総合的に推進するものです。

2 計画策定の背景

（1）国際社会の動き

国際社会では、1995年の第4回世界女性会議における「北京宣言・行動綱領」が男女共同参画を推進する基本的な指針として位置付けられ、各国での制度整備や政策展開の出発点となりました。

その後、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「ジェンダー平等を達成し、全ての女性・女児の能力強化を行う（目標5）」が掲げられています。ジェンダー平等は、教育（目標4）、健康（目標3）、貧困削減（目標1）、経済成長（目標8）、平和と公正（目標16）等、他の全ての目標の達成を支える不可欠な要素とされ、その実現は国際社会全体の共通課題となっています。

また、日本も批准している国連女性差別撤廃条約（CEDAW）に基づき、国は定期的に実施状況を国連に報告しており、条約委員会から、女性の政治参画の拡大、雇用における格差是正、性暴力やハラスメントへの対策強化、教育現場での固定的性別役割意識の是正等、多岐にわたる勧告を受けています。これらの勧告は、国の政策のみならず、地方自治体の計画にも反映され、社会全体で男女平等を推進していくことが求められています。

近年はさらに、社会の方向性がSDGsの目標達成から一歩進み、区民一人一人の“満足感”や“自己実現”を重視する「ウェルビーイング^{*1}」の考え方へと広がりつつあります。ジェンダー平等の実現は、単に国際的な義務にとどまらず、全ての人が

^{*1} ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

自分らしく生き、充実した生活を送ることができる社会の基盤として、世界的にも重要な位置付けを与えられています。

(2) 国の動き

国は、第6次男女共同参画基本計画（令和7年12月閣議決定予定（変更の予定））に向けた検討を進めており、第5次計画で掲げられた「誰一人取り残さない」理念を継承しつつ、ジェンダー平等、女性活躍、ハラスメント対策、困難女性支援の強化等を重点に据えています。（※国の計画改定を踏まえ変更予定）

また、こども基本法（令和5年施行）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下『LGBT理解増進法』という。）（令和5年施行）、配偶者暴力防止法、困難女性支援法、障害者差別解消法改正等、包摂社会の基盤となる法制度が相次いで整備されました。

さらに、女性活躍推進法は令和7年に改正され、施行期間が10年延長されるとともに、企業の行動計画や情報公表の強化が図られています。

① 男女共同参画基本計画

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17年に第2次、平成22年に第3次、平成27年に第4次の男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画社会の促進が図られてきました。

令和2年12月には、「第5次男女共同参画基本計画～全ての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、以下に掲げる4つの社会の実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとされました。同計画では、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められています。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

現在、第6次男女共同参画基本計画に向けた検討が進められており、第5次計画で掲げられた「誰一人取り残さない」理念を継承しつつ、女性の経済的自立、政治・意思決定過程への参画、暴力の根絶、ハラスメント対策、困難女性支援、

そしてウェルビーイングの実現などが重点に据えられています。（※国の計画改定を踏まえ変更予定）

② 働く場における環境整備

【雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）】

- ・ 昭和60年に制定され、その後、数次の改正により均等な機会・待遇の確保やセクシュアル・ハラスメント防止の強化が進められました。平成29年改正では妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止やマタニティ・ハラスメント防止措置が義務化されました。

【育児・介護休業法】

- ・ 平成3年に制定され、改正を重ねてきました。平成29年改正では介護休業制度の改善や取得しやすい環境整備が強化され、令和4年改正では「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設されて分割取得が可能となり、男性の育児参加を後押しする仕組みが整いました。令和7年改正では「次世代育成支援対策推進法」とあわせた見直しにより、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが行われました。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）】

- ・ 平成28年に施行され、行動計画策定や情報公表が義務化されました。令和4年改正では、対象が常時雇用101人以上の企業に拡大され、男女間賃金格差の情報公表も義務化されました。同年には「女性デジタル人材育成プラン」も策定され、成長産業における女性活躍が推進されています。

【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）】

- ・ 令和元年の改正により、パワー・ハラスメント防止対策が法制化されました。

③ 家庭や地域における環境整備

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）】

- ・ 平成13年に制定され、改正を重ねてきました。令和6年改正では、保護命令制度の拡充や被害者支援の強化が行われました。

【児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）】

- ・ 体罰禁止の明確化等、権利擁護を強化する改正が令和元年までに行われました。令和5年には「こども基本法」が施行され、全ての子どもの権利を保障し、社会全体で育ちを支えることが明確に位置付けられました。

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）】

- ・ これまで女性支援については、売春防止法に基づく「保護・更生」の枠組みにありましたが、令和6年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」に基づいて、基本的な方針が定められました。それにより、自治体に対して困難を抱える女性への包括的な支援体制の整備が求められています。

④ その他

- ・ 平成30年に「民法」が改正され、婚姻開始年齢が男女ともに18歳に統一されました（令和4年施行）。
- ・ 平成30年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、国会や地方議会における女性の参画促進が図られています。
- ・ 性犯罪・性暴力対策については、「刑法」が平成29年に改正され、性犯罪規定の見直しが行われました。また、「性犯罪・性暴力対策の強化方針」（令和2年度～4年度集中強化期間）に基づく取組が進められてきました。
- ・ 令和5年に「LGBT理解増進法」が施行され、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する差別禁止の理念が初めて国法で明示されました。また、同性婚の法制化を求める訴訟や自治体によるパートナーシップ制度の広がりなど、多様性を尊重する動きが進展しています。
- ・ 「女性版骨太の方針」に基づき、女性管理職比率の引上げや賃金格差是正、フェムテック活用など女性の経済的自立に向けた政策が強化されています。
- ・ 令和5年には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、社会全体で孤独・孤立に対応する仕組みが整えられました。

（3）東京都の動き

東京都は、第4次男女平等参画推進総合計画（令和4年度～8年度）に基づき、誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり、固定的性別役割分担意識の変革、男女間のあらゆる暴力の根絶を重点課題に掲げ、施策を推進しています。

この計画の3本柱として、「男女平等参画の推進に向けた意識改革（マインドチェンジ）」、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「配偶者暴力対策」が位置付けられており、都内企業や地域社会での女性活躍の拡大やハラスメント防止、育児・介護と仕事の両立支援、性暴力やドメスティック・バイオレンス（DV）被害者への支援等、多岐にわたる取組が進められています。

第1章 計画の枠組み

令和7年度からは、男女平等参画審議会で改定に当たっての基本的考え方の検討が始まり、令和8年度に、答申を踏まえた改定が行われる予定です。次期計画では、都の総合計画である「2050 東京戦略」の実現に向け、2035 年を見据えた重点施策として、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）^{*2}の払拭、経済や意思決定分野における女性参画の強化、ライフステージを通じた能力発揮の環境整備などを重点的に推進していくこととされています。都の女性活躍推進条例の策定に向けた具体的な動きも進んでおり、都内の事業所における、女性の活躍の場を広げるための枠組みが検討されています。

また、新たな人権課題にも対応しており、令和7年4月施行された「東京都カスタマーハラスメント防止条例」をはじめ、女性の健康課題に関する支援拠点（「はたらく女性スクエア」等）の整備、女子中高生向けのSTEM分野キャリア支援※や男性の家事・育児参画促進、配偶者暴力相談支援センターの拡充等、多様な層を対象とした実効的な施策が展開されています。

そのほか、令和6年3月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、令和6年度から10年度までを計画期間とする「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されました。

※「STEM」とは、「Science（科学）」、「Technology（技術）」、「Engineering（工学）」、「Mathematics（数学）」の頭文字を取った略語です

（4）荒川区の取組

平成2年に「男女共同参画をめざす あらかわ 推進計画」を策定し、平成8年には、男女共同参画の取組の推進拠点として荒川区立男女平等推進センター（アクト21）を開設しました。

以降、平成13年には、男女共同参画社会基本法に基づく行動計画として「荒川区男女共同参画社会推進計画」を策定し、その後、平成23年に第3次計画、平成28年に第4次計画を策定する等、計画的に取組を進めてきました。

平成27年11月には、「荒川区配偶者暴力相談支援センター」及び「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」を設置、令和7年度には「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」を設置して、配偶者暴力の被害者の支援を総合的に推進しています。また、平成30年には性的マイノリティの専門相談窓口を設置し、令和4年には荒川区同性パートナーシップ制度を導入する等、性的マイノリティの偏見・差別の解消や相談機能の充実に向けた取組を推進してきました。

令和3年には第5次計画を策定し、男女平等推進センター（アクト21）を拠点に

^{*2} 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：性別や年齢、学歴などに対して、知らず知らずのうちに偏った見方をしてしまうこと。男女共同参画の分野では、働き方や暮らし方の根底に長年にわたって形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念が課題となっている。

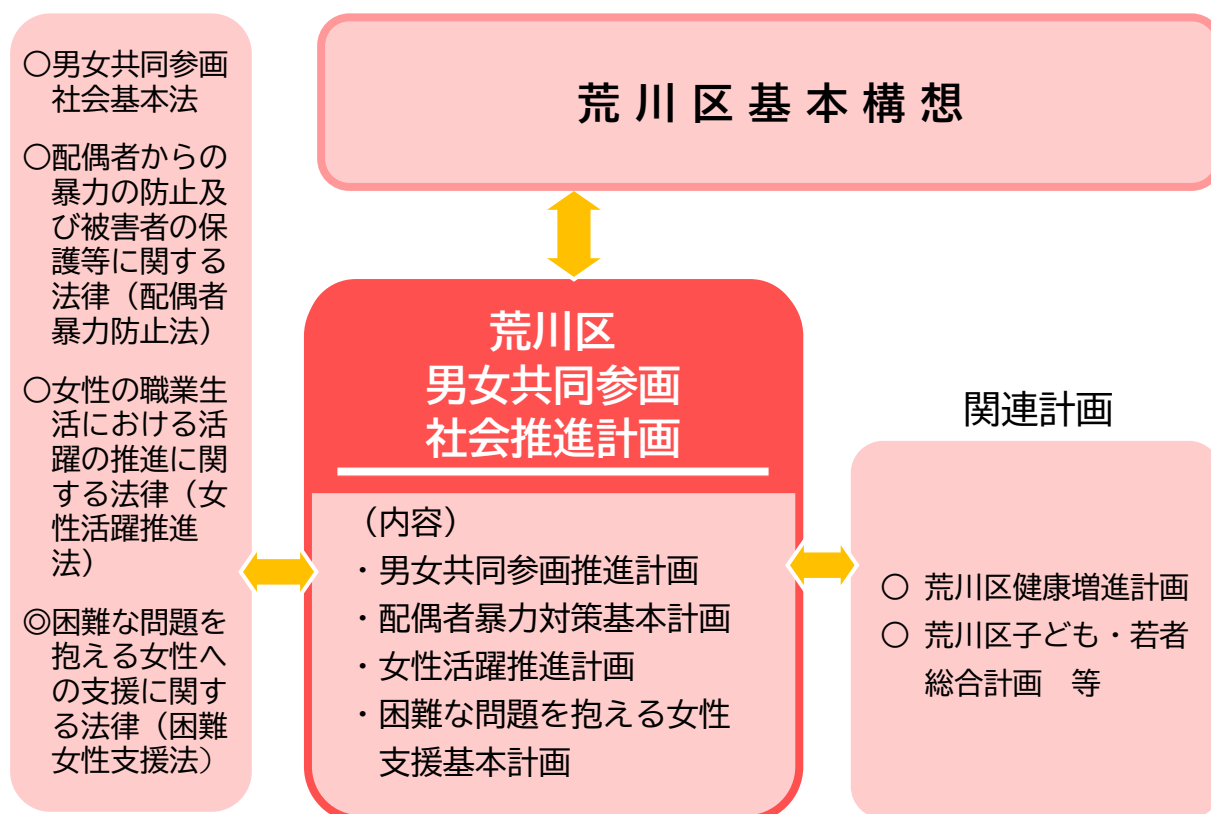
した啓発や相談支援の充実を図り、配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV被害者支援、子ども家庭総合センターによる児童相談機能の強化など、地域に根ざした幅広い施策を展開してきました。

3 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村行動計画であるとともに、各分野の関連計画とも連携し、全ての人が自分らしく生きることができ、誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現を目指し、男女共同参画を推進するための実行プランです。

本計画は、以下の法制度に基づく市町村計画を包含しています。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村推進計画
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」



4 計画の概要

(1) 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(2) 計画策定の体制

本計画の策定に当たり、学識経験者及び区内の様々な分野で活動をしている区民委員で構成される「荒川区男女共同参画社会推進区民会議」、庁内組織である「荒川区男女共同参画社会推進委員会」において検討を行いました。

また、荒川区政世論調査（以下「区政世論調査」といいます。）、子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査の結果を参考とし、関係団体への意見聴取と併せて、広く区民の意見聴取を行い、計画の策定を行いました。

(3) 計画の進捗管理・評価

本計画に掲げた事項は、毎年度、区民参画による「荒川区男女共同参画社会区民会議」において、計画の進捗状況の点検・評価を行い、結果を公表します。

(4) 計画の見直し

本計画は、毎年度の進捗状況の点検・評価を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

第2章 基本的な考え方

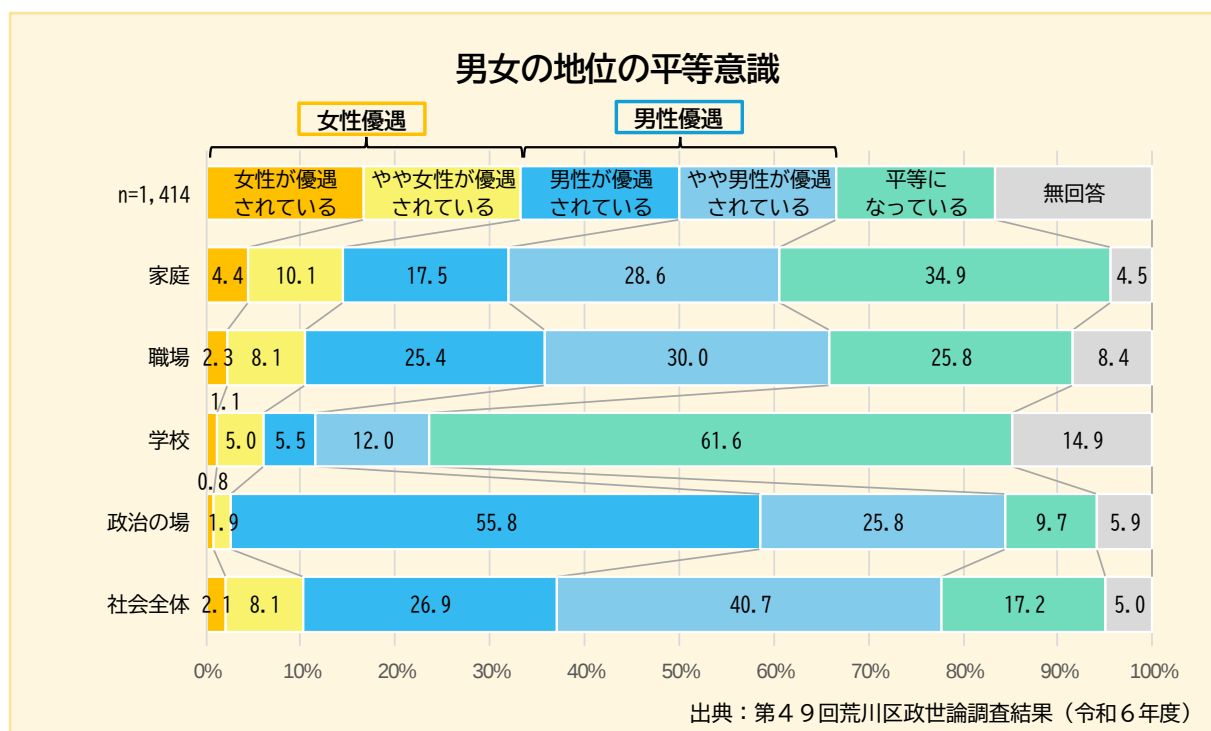
1 現状と課題

(1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上

誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、多様性と包摂を一層深化させることが求められています。しかし、社会全体における男女の平等意識の定着は依然として課題であり、令和6年度に実施した区政世論調査でも、依然として男性が優遇されているとの認識や性的マイノリティへの理解促進を求める声が示されています。また、地域全体で人権尊重の意識醸成を図り、多様な人々が参画し、協働できる地域づくりを進めていく必要があります。

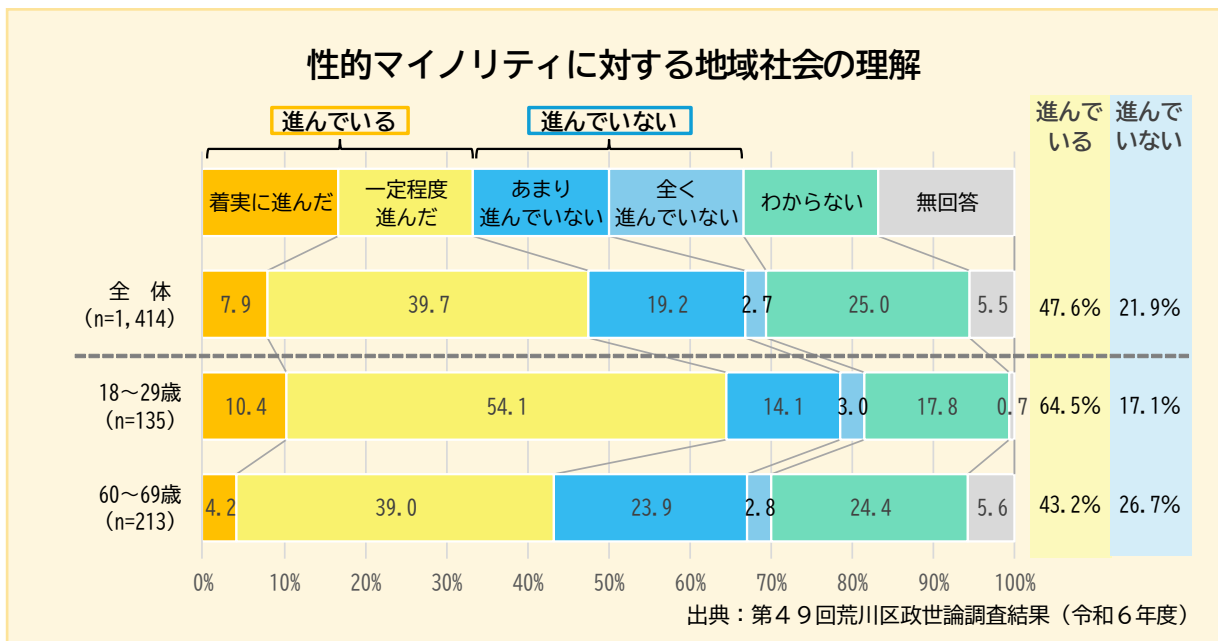
① 男女の地位の平等意識の向上

- 区政世論調査によると、男女の地位の平等意識について、学校分野では「平等」との回答が6割を超えており、学校教育の場においては男女平等の意識が一定程度定着している状況がうかがえます。幼少期から学齢期は、将来における意識形成において大切な時期でもあることから、引き続き取組を推進していく必要があります。
- 一方、同調査で男女の地位の平等意識は、社会全体では「男性優遇」と認識する割合が67.6%に達しており、特に「政治の場」では81.6%と非常に高い状況となっています。令和元年度と比較すると、社会全体で「男性優遇」と認識する割合は1.9%、政治の場で「男性優遇」と認識する割合は3.9%上昇しており、各分野における意識啓発等に積極的に取り組んでいく必要があります。



② 性的マイノリティへの理解

- 区政世論調査では、性的マイノリティに対する地域社会の理解について、「理解が進んだ」との回答が 47.6%に達する一方、「進んでいない」との回答も 21.9%存在しています。年代別で見ると、18～29 歳では 64.5%が「進んだ」と回答するなど、若い世代ほど性的マイノリティへの理解が進んでいると認識する傾向があります。一方、60～69 歳では 26.7%が「進んでいない」と回答しており、世代間で差がある状況となっています。性的マイノリティに対する地域社会の理解を深め、世代間における意識のギャップを解消していく必要があります。
- 性的マイノリティの人権を尊重するための取組として、「学校や職場における理解促進」「当事者同士が気軽に話せる場の充実」「啓発・広報活動の推進」が求められています。多様な生き方への理解促進を図り、受け入れるための広報・啓発活動に取り組んでいく必要があります。



③ 人権意識の向上

（※世論調査の結果を待ち記載）

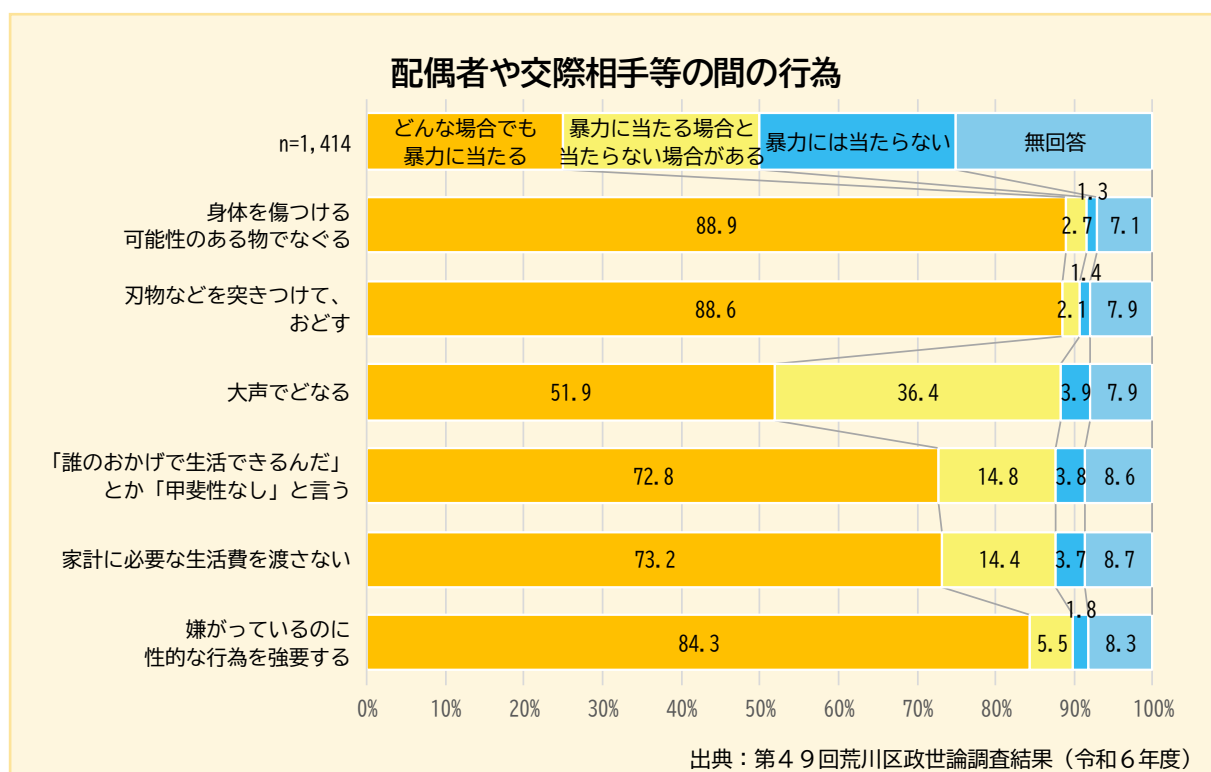
(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶／困難を抱える女性への支援体制の整備

性暴力、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。）は、重大な人権侵害であり、身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせる等、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来す恐れがあります。

区政世論調査では、身近な間柄における暴力やハラスメントを人権侵害として根絶することを求める声が示されています。こうした状況を踏まえ、暴力防止や被害者支援を一層充実させることが重要です。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、困難を抱える女性への包括的かつ継続的な支援体制を整備することが求められています。

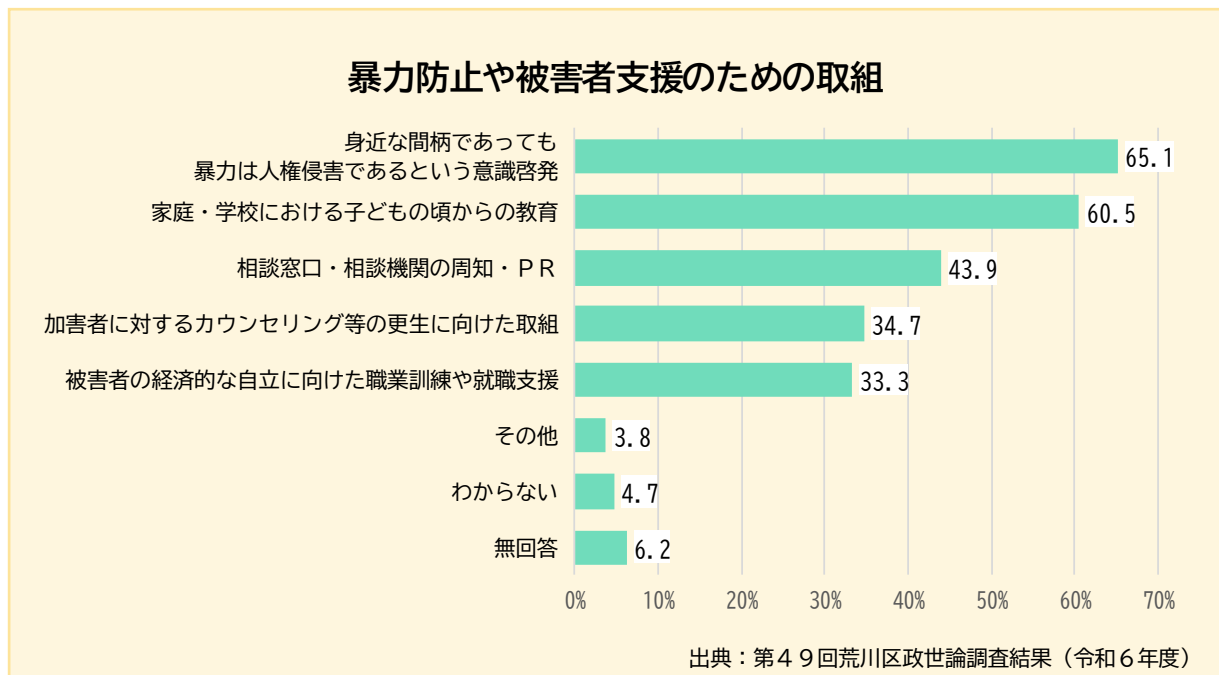
① DV・交際相手暴力の認識

- 区政世論調査では、配偶者や交際相手等の間の行為として、「物でなぐる」（88.9%）や「刃物でおどす」（88.6%）は暴力と強く認識されているほか、「家計に必要な生活費を渡さない」も73.2%が暴力と回答しています。身体に対する暴力だけでなく、モラルハラスメントのような相手に精神的な苦痛を与える行為も暴力として捉える考え方が広がってきています。
- また、配偶者等からの暴力に関する相談は、毎年度、荒川区配偶者暴力相談支援センターを始めとする区の関連窓口で1,000件を超える相談が寄せられており、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めていく必要があります。



② 暴力防止・支援に必要な取組

- 区政世論調査結果では、暴力防止や被害者支援のための取組として、「身近な間柄であっても暴力は人権侵害であるという意識啓発」「家庭・学校における子どもの頃からの教育」「相談窓口・相談機関の周知・PR」が重要との結果が出ており、こうした取組の一層の充実が必要です。



- あらゆる暴力の防止に向けて、配偶者暴力相談支援センター、子ども家庭総合センター、男女平等推進センター（アクト21）をはじめ、関係部署、関係機関が相互に綿密に連携し合い、的確な支援を行っていく必要があります。

③ 生きづらさや困難を抱えた女性の支援

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、DV被害や性暴力・性被害、経済的困窮など、様々な状況に置かれた女性のための包括的な相談支援体制の整備が必要となっています。
- 家庭生活上で問題を抱えやすい環境にあるひとり親家庭、生活を送る上で困難を抱えている家庭等への相談・支援体制を地域で確保し、安全・安心で、自立して暮らせる地域社会をつくっていく必要があります。

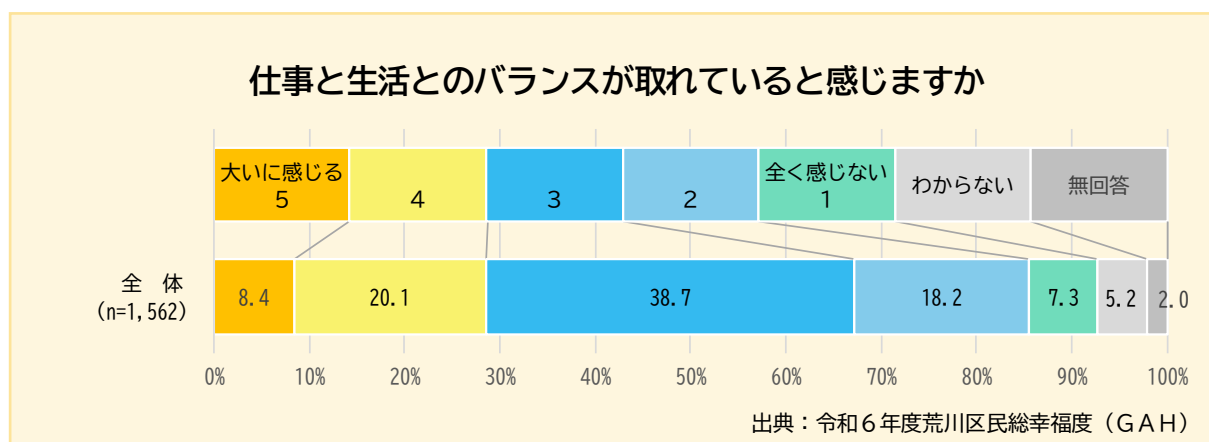
(3) 生活と社会活動の調和

仕事と生活の調和を望む声は強いものの、現状では仕事を優先せざるを得ない状況や、女性への家事・育児負担の偏りが依然として存在しています。女性活躍推進法や育児・介護休業法等の法改正を踏まえ、多様な人材が継続して就労できる環境を整えるとともに、保育・介護サービスの充実や再就職支援への要望に応えていく必要があります。あわせて、ライフステージに応じた健康支援を推進し、災害時にも多様な視点を取り入れた防災対策を進めることが課題となっています。

女性も男性も暮らしやすい多様なウェルビーイングを実現できる社会となるよう、様々な場面で男女共同参画の視点を踏まえた取組が必要です。

① ワーク・ライフ・バランスの意識と現実

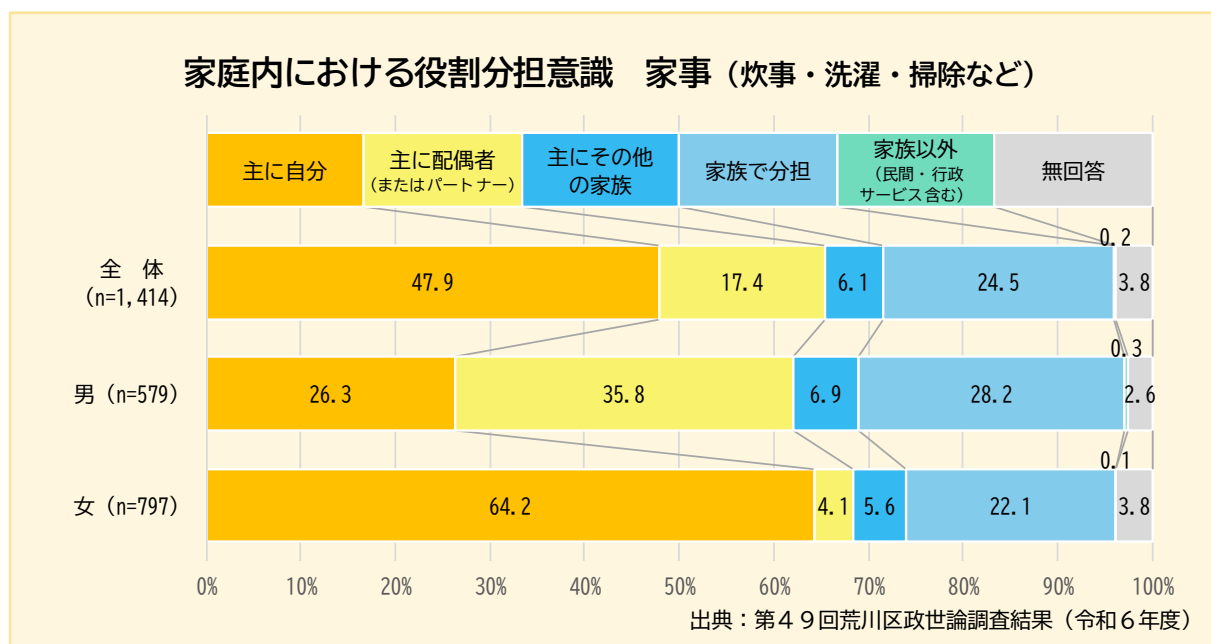
- 荒川区民幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査では、「仕事と生活とのバランスが取れていると感じますか？」との問いに「感じる」と回答した区民は28.5%となっており、引き続き、誰もが仕事と生活の両立を実感できるよう、働き方の見直しや地域における支え合いの環境づくりなどを通じて、その割合を高めていくことが求められます。



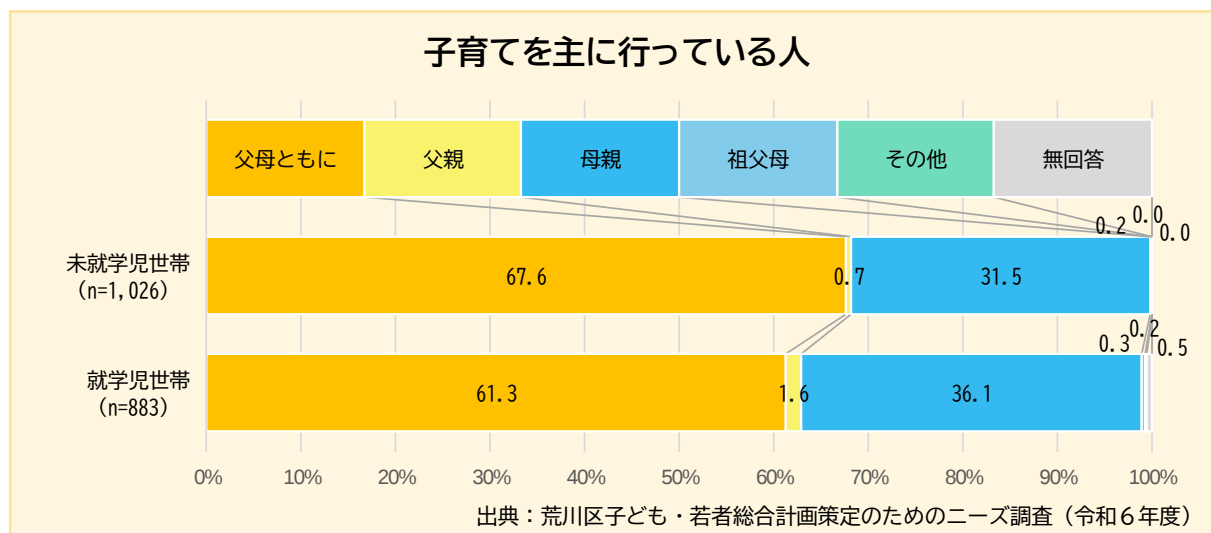
- 個人のライフステージに合わせて、バランスを取りながら、生活の質を高めていくための意識啓発を推進する必要があります。

② 家庭におけるワーク・ライフ・バランス

- 区政世論調査では、家庭内における日常の家事（炊事・洗濯・掃除など）の役割分担について、「主に自分が担っている」と回答する割合は、男性の26.3%に比して女性は64.2%と高く、家庭において、性別に基づく固定的な役割意識は根強く残っています。



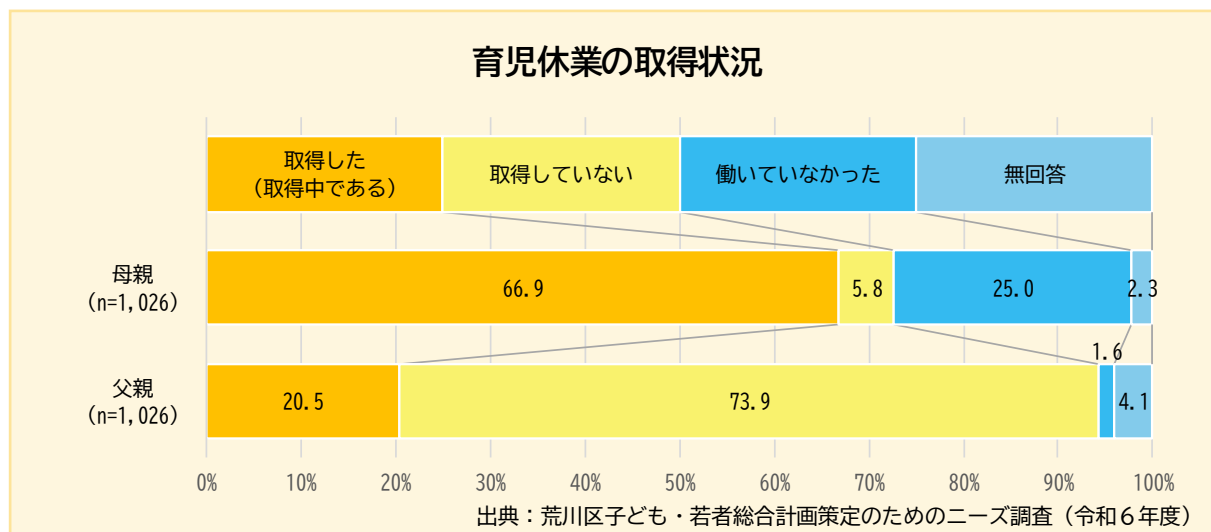
- 子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、子育てを主に行っている人について、未就学児・就学児世帯ともに、過半数が「父母ともに」と回答し、共同での育児意識が示されました。しかし、「母親」が単独で主たる育児者である割合も約3割と高く、一方で「父親」単独は2%未満と極めて少なくなっています。性別にかかわらず家事・育児を担える環境づくりが課題です。



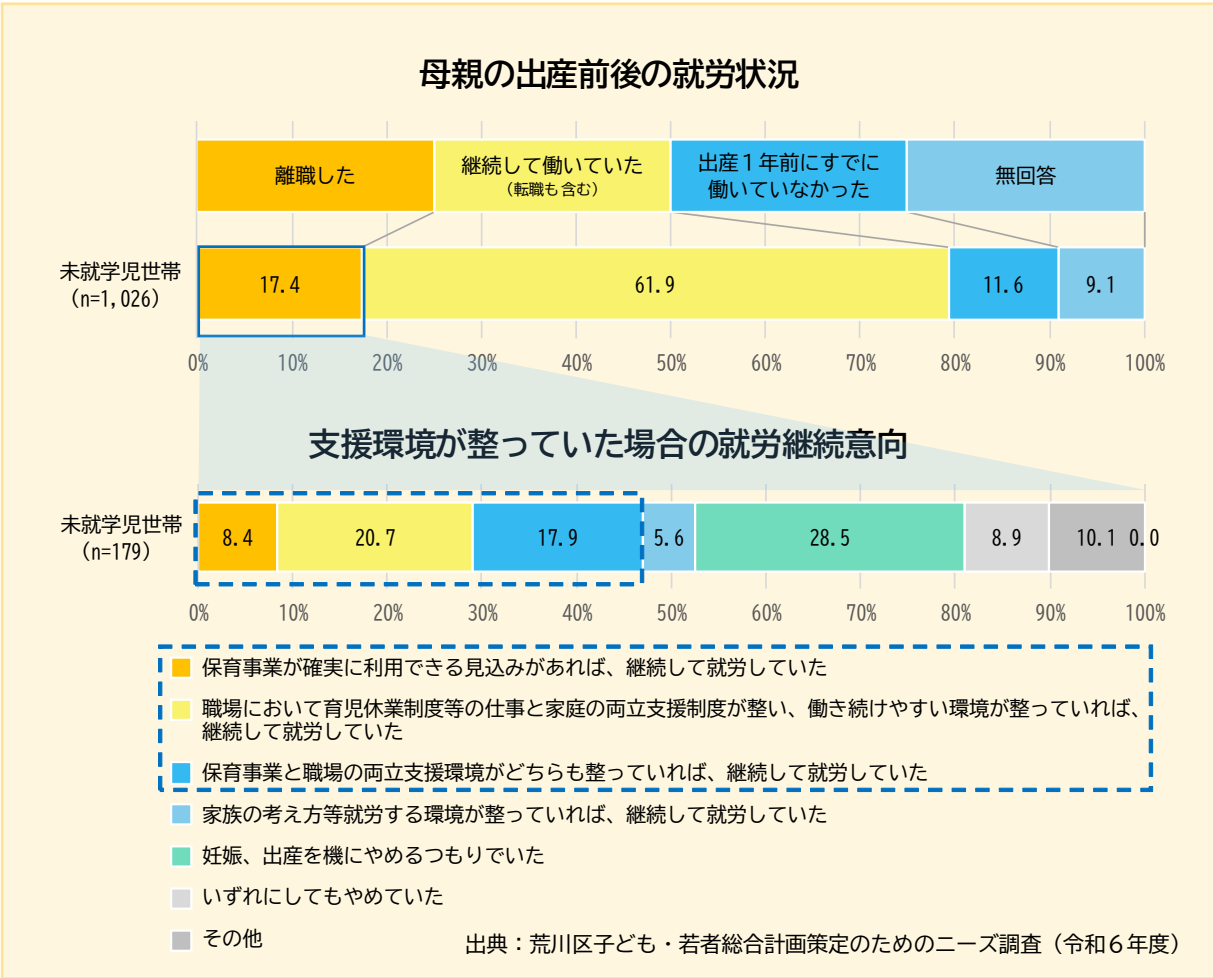
- 固定的な性別意識が根強く残っている背景には、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があると考えられ、従来の役割観が変化しにくい状況において、固定的な役割意識の解消が急務です。このような思い込みが日常生活や職場などあらゆる場面で意思決定や人間関係に影響を及ぼしていることを踏まえ、教育や啓発活動を通じて意識改革を推進し、互いの違いを尊重し合う風土を醸成していくことが重要です。

③ 働く場でのワーク・ライフ・バランス

- 区政世論調査では、職場における男女の地位は、「男性が優遇されている」が55.4%となっており、「平等になっている」の25.8%を大きく上回っています。
- 子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、父親の育児休業取得は、母親と比較して取得率も期間も著しく低い状況です。主な理由として「仕事の多忙さ」や「職場の雰囲気」が挙げられており、男性の育児参加を阻む職場環境や固定的な意識が根強いことがうかがえます。

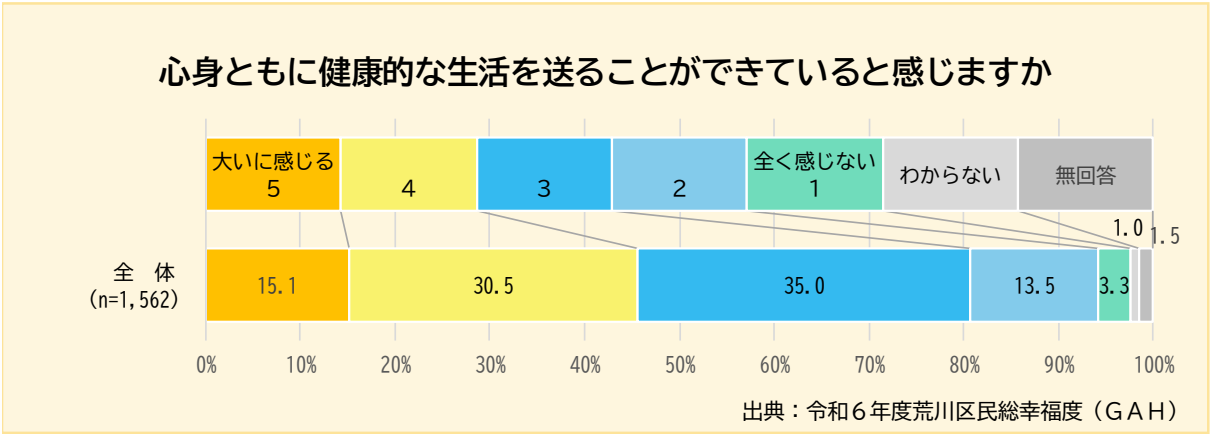


- また、子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、出産を機に離職した母親のうち47.0%は、職場の両立支援制度や保育サービスが充実していれば就労を継続できたと考えており、支援の重要性が示唆されています。
- 働く人のワーク・ライフ・バランスの考え方が重視され、男女ともに仕事と家庭生活が両立できるとともに、活躍したいと希望する全ての人が、働き方を含め、能力を発揮できる環境の整備が必要です。



④ 生涯にわたる健康支援

- 荒川区民幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査では、「心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じますか？」との問いに「感じる」と回答した区民は45.6%にとどまっており、生涯を通じた健康支援が求められます。



- 長寿化が進む中、ライフステージが変化しても充実した生活を送り続けるためには、生涯を通じた健康づくりを地域全体で推進していくことが重要であり、特に女性はライフステージによって健康上の課題が変化していくことから、健康に関する支援や理解の促進を図っていく必要があります。

⑤ 危機管理対策の充実

- 近年、全国的に、大規模な地震や風水害の発生等による避難所での生活など、平常時とは異なる状況を強いられる場面が増えています。
- そのような非常時に、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められています。また、性別等によるニーズの違いや多様性に配慮した避難所運営のほか、悩みや相談を中長期的に受けられるような体制を整える等、心身のケアも重要となります。

(4) 計画推進のための体制の整備

男女共同参画を推進するためには、政策決定の場における女性参画の拡大や、審議会等における女性委員比率の向上が求められています。計画の実効性を高めるため、男女平等推進センター（アクト21）の機能を充実させるとともに、区民参画と協働を推進し、区職員の意識改革と組織体制の強化を進めていくことが重要です。

① 区の政策・方針決定等への参画の推進

- 区民生活に密着した行政サービスを担っている区の政策・方針決定の過程において、多様な人材が参画し、様々な視点や意見を反映していく意義は大きいものがあります。
- 現在、男女ともに参画している区の審議会等は9割以上となっているものの、全体に占める女性委員の割合は25.8%にとどまり、政策決定の場における女性の参画が十分ではない状況です。
- また、区の執行機関の中において中核的な立場である区の管理監督者（部長、課長、係長）における女性割合は32.8%であり、区の政策や方針等の意思決定過程に多様な視点からの意見が反映されるよう推進していく必要があります。

② 男女平等推進センター（アクト21）の機能の充実

- 男女共同参画社会を実現するための施策は、区政のあらゆる分野にわたっており、各分野を横断的に連携させながら総合的かつ効果的に展開していくことが求められています。その中心的役割を担う男女平等推進センター（アクト21）は、庁内外の調整や情報発信、関係機関との連携強化を通じて、推進の旗振り役としての機能の充実を図っていく必要があります。

2 計画の基本理念及び基本目標

男女共同参画社会基本法の前文において、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」が緊要の課題であると示されています。社会のあらゆる分野において、この理念を具体化していくことは、重要な使命です。

男女共同参画の推進は、単に男女の平等を確保するにとどまらず、社会全体の持続可能性を高める基盤であり、SDGsが掲げる他の目標群の達成にとって不可欠です。ジェンダー平等の実現なくして、教育、健康、経済成長、貧困といった課題解決は進展しないことが世界的に共有されており、区においてもジェンダー平等の取組を推進していく必要があります。

こうした理念を踏まえ、本計画の基本理念及びそれを実現するための基本目標を次のとおりとします。

基本理念

全ての人が自分らしく生きることができる

誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現



【基本理念を実現するための基本目標】

- 基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める
- 基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す
困難を抱える女性への支援体制を整備する
- 基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る
- 基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する

区は、基本理念を実現するため、基本目標に基づき施策を推進することにより、男女、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、区民がともに支え合い、誰もが自分の可能性を最大限に発揮できる包摂社会を築いていきます。

3 計画の体系

基本目標	施策の方向性
基本目標Ⅰ 人権の尊重と 多様な生き方を 認め合う意識を高める	1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり 2 多様性の理解促進と地域における協働の促進
基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への 支援体制を整備する 配偶者等暴力及び被害者支援計画 困難な問題を抱える女性支援基本計画	1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実 2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備
基本目標Ⅲ 生活と社会活動の 調和を図る 女性活躍推進法に基づく 市町村推進計画	1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成 2 家庭における役割分担の見直し 3 誰もが働きやすい環境づくり 4 ライフステージに応じた健康づくり 5 様々な人に配慮した防災対策の促進
基本目標Ⅳ 計画推進のための 体制を整備する	1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした 男女共同参画推進体制の充実

施策

I-1	(1) 人権尊重意識の醸成 (2) 子どもの権利擁護・男女平等教育の推進 (3) あらゆる機会を活用した広報 (4) 教職員等の研修の充実
I-2	(1) 地域活動における男女の活躍の場の拡大 (2) 地域・社会活動団体との連携の強化 (3) 男女共同参画の学習機会の提供 (4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実
II-1	(1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (2) 暴力被害等に関する相談体制の充実 (3) ハラスメントの防止
II-2	(1) ひとり親家庭への支援 (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実
III-1	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり (2) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり
III-2	(1) 家庭生活における男女平等意識の推進 (2) 多様な子育て支援
III-3	(1) 安心して働き続けられる環境の推進 (2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援 (3) 事業主団体等との連携強化 (4) 就労に関する支援事業の充実 (5) 起業・開業の支援
III-4	(1) 健康づくりに関する情報提供 (2) こころや身体についての相談の実施 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進 (4) 妊娠・出産・子育てに関わる支援
III-5	(1) 多様な視点を入れた危機管理対策 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備
IV-1	(1) 区の政策・方針決定過程への女性参画の促進 (2) 多様な区民意見の反映機会の充実 (3) 区職員の意識啓発と男女共同参画の取組の推進
IV-2	(1) 意識啓発・相談機能の充実 (2) 関係団体との連携及び区民意見を反映した運営の充実

第3章 施策の方向性と施策

基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

■施策の方向性

1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

全ての人がかけがえのない存在として尊重され、自分らしく生きることができる社会を実現するため、人権を尊重し、ジェンダー平等を社会の基本的価値として定着させます。

そのため、学校・職場・地域において、子どもの頃からの人権教育や、日常生活の中に残る固定的な役割意識の解消を図るための教育、意識啓発を推進します。また、区民に向けた広報や啓発を通じて、無意識の偏見をなくし、相互に尊重しあう人権尊重意識及びジェンダー平等意識を醸成します。

2 多様性の理解促進と地域における協働の促進

性別、年齢、国籍、障がいの有無、ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、区民が多様性を認め合い、互いを理解し合う関係づくり、意識づくりを行うため、地域活動や団体と協働して学習機会の提供や相談体制の整備を行い、安心して暮らせる協働的な地域社会の形成を目指します。

■基本目標Ⅰの指標

No	指標	現状値	目標値
1	人権意識	80.9% (令和元年度) ※7年度調査中	100.0% (令和12年度)
	※区政世論調査における人権に関する調査項目。「十分守られている・十分ではないが守られている」と回答する割合		
2	男女の地位の平等意識（社会全体）	17.2% (令和6年度)	30.0% (令和12年度)
	男女の地位の平等意識（学校教育）	61.6% (令和6年度)	75.0% (令和12年度)
	※区政世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合		
3	性的マイノリティに対する地域社会の理解が進んだと考える人の割合	47.6% (令和6年度)	60.0% (令和12年度)
	※区政世論調査における性的マイノリティに関する調査項目。性的マイノリティに対する地域社会の理解「着実に進んだ・一定程度進んだ」と回答する割合		

■施策

1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

I-1 (1) 人権尊重意識の醸成

- ジェンダー平等に関する正しい理解と認識を深めるため、荒川区人権推進指針に基づき、人権意識の醸成に関する取組を推進します。
- 様々な機会をとらえて、多様性を尊重した社会の実現に向けた情報発信や学習機会の提供、ジェンダーギャップ解消のための取組を推進します。
- 子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした、性別や年齢にしばられない多様な生き方を理解できるような情報発信に努めます。
- 差別や思い込みをなくすための取組及びインターネットやテレビ等の情報を正しく受けとめる力（メディアリテラシー）を身につけられるような取組を推進します。

具体的な施策	人権・多様性に配慮した情報発信と理解促進
事業内容	区が発行する刊行物において男女・年齢・国籍等の人権に配慮した表現を用いるとともに、性自認や性的指向に配慮した表現等を学ぶ機会を設けます。また、職員に性自認等に関する対応ガイドラインを周知し、指定管理者等を含む職員を対象とした研修を行い、LGBTQ理解促進事業を通じて、多様性の理解を深めていきます。
所管課	広報課・総務企画課・関係各課

具体的な施策	ジェンダーギャップ解消のための区施設への生理用品の設置
事業内容	生理用品に関する経済的負担を軽減するだけに留まらず、女性の生理による身体的・精神的不調に関する社会的な理解を促し、ジェンダーに起因する不利益の解消を目指すため、区施設に生理用品を設置します。
所管課	関係各課

I-1 (2) 子どもの権利擁護・ジェンダー平等教育の推進

- 荒川区子どもの権利条例に基づき、子どもだけでなく、大人も子どもの権利について理解を深められる取組を推進します。
- 子どもが権利を侵害されそうな時や権利侵害が起きた場合には、適切に大人や周囲が対応できる環境を整備します。
- 全ての子どもが性別に関係なく平等な教育を受けられるよう、ジェンダー平等に関する意識啓発を図り、教育現場における取組を強化します。
- 家庭や地域においても、ジェンダー平等教育の重要性を理解し、実践する機会を提供します。

第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	子どもの権利擁護の推進
事業内容	子どもの権利に関して、区報やホームページ・SNS、パネル展やリーフレットの配布等による普及啓発を行い、子どもだけでなく、大人も子どもの権利について考える機運を醸成します。また、「あらかわ子どもほっとらいん」において子どもの権利侵害に関する課題解決を支援します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	児童相談所等における子どもの意見聴取等の取組
事業内容	児童相談所における一時保護等の措置の決定場面において、子どもの権利ノート等のツールを活用して子どもへ丁寧な説明をするとともに、子どもの意見や意向を尊重した支援を行います。また、社会福祉士等の資格を持った意見表明支援員が、施設等における日常生活の場面等において、子どもに寄り添いながら、児童の悩みや不安等を聴き取り、意見表明する支援を行い、子どもの権利の擁護に取り組みます。
所管課	子育て支援課・子ども家庭総合センター

具体的な施策	子どもの人権教育の推進
事業内容	小・中学校の人権尊重教育推進校での研究成果について、全学校への周知に努めます。また、インターネットでの人権侵害防止を図るため、あらかわSNS学校ルールに則り、SNSを利用する上でのルールに関する啓発チラシを各家庭に配布するとともに、教員対象の人権研修を実施し、人権教育の推進を図ります。
所管課	教育センター

具体的な施策	教育課程、教科、道徳、特別活動等における学習内容の充実
事業内容	各校において人権教育の年間指導計画を作成し、人権教育プログラムを活用しながら教科等での指導を進めます。また、中学校保健体育では、「性教育の手引」を参照して互いに尊重し合うことの大切さを学習し、小・中学校の総合的な学習の時間や道徳では、多様性が尊重され、誰もが認め合う共生社会の実現について学習する機会の充実を図ります。
所管課	教育センター

具体的な施策	保護者向けのお知らせ等を通じた人権・ジェンダー平等意識の醸成
事業内容	保育園等の保護者会で男女が協力した育児の必要性を伝えるとともに、保護者向けのお知らせに人権に配慮した保育の記載を行い、人権意識を醸成します。小・中学校の学校だより等では「さん」付け呼称を用い、母子健康手帳には産後に父親が育休を取るための要件等を記載することで人権・ジェンダー平等意識を醸成します。
所管課	保育課・教育センター・健康推進課

I-1 (3) あらゆる機会を活用した広報

- 人権に関する区民の理解を深めるため、あらゆる情報媒体を通じて、ジェンダー平等や人権尊重に関する情報を発信し、意識の向上を図ります。
- 年齢層によって人権に対する意識に違いがみられる状況を踏まえ、様々な世代に応じた適切な広報・啓発を行います。
- 対象者の特性等に応じた広報媒体を活用し、ライフスタイルにあった日常の身近な場面で情報を取得できるようにします。

具体的な施策	アクト21インフォメーションの発行
事業内容	男女共同参画に関する情報誌（アクト21インフォメーション）を発行し、情報誌の内容に関連したYouTube動画を配信する等、啓発機会の充実を図ることにより、男女共同参画に興味のある層だけでなく、幅広い世代の区民に情報を伝えます。
所管課	総務企画課

具体的な施策	区報人権週間特集号の発行・人権啓発冊子等の配布
事業内容	区報人権週間特集号を発行し、女性や性的マイノリティ等、多様な人々の人権を尊重することを区民に啓発するとともに、講演会やパネル展等の機会を捉えて啓発冊子「みんなの人権」を随時配布する等により、人権意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	区報やホームページ・SNS・ケーブルテレビ等の各種媒体を活用した広報・啓発の実施
事業内容	区報やホームページ等、様々な媒体を活用し、同性パートナーシップ制度やLGBTQ、DV、人権関係イベント等の情報を積極的に発信します。
所管課	広報課

I-1 (4) 教職員等の研修の充実

- 保育・教育に携わる保育士、教職員等が、男女共同参画・ジェンダー平等の理念に基づいて人権尊重とジェンダー平等の意識を高め、多様な子どもたちの権利を理解し、適切に支援できる体制を整えるため、研修等の機会を充実させます。

具体的な施策	全保育士対象の研修と各保育園における職場研修
事業内容	全保育士を対象とした人権研修と各保育園での職場研修の実施に加え、子どもの人権尊重のセルフチェックの実施を通して、ジェンダー平等社会の推進に即した職員意識の醸成を図ります。
所管課	保育課

具体的な施策	小・中学校各校への情報提供及び人権教育研修会
事業内容	小・中学校各校への情報提供及び校長・副校長・教職員を対象とした人権意識の向上を図る研修を行い、多様なワークショップを通じて、学校における人権尊重の重要性の啓発に努めます。
所管課	教育センター

2 多様性の理解促進と地域における協働の促進

I-2(1) 地域活動における多様な人の活躍の場の拡大

- 個人の性別や年齢、ライフステージにかかわらず、あらゆる方が地域活動に参加することができ、自らの知識や経験を活かして地域の中で活躍できる機会を提供します。
- 区民団体等における女性の活動範囲が拡大されるよう、女性リーダーの育成を図ります。
- 様々な区民や団体との協働を通じて、より豊かで活気ある地域社会の実現を目指します。

具体的な施策	男女共同参画・ジェンダー平等の視点によるリーダー育成、研修及び活動支援
事業内容	男女共同参画・ジェンダー平等の視点を取り入れたリーダー養成講座を実施し、地域で活躍するリーダーの育成を図るとともに、父親対象の子育て支援事業を実施し、社会全体の意識向上を図ります。また、区内の女性団体に補助金を交付し、活動を支援することでリーダー育成を図ります。
所管課	総務企画課、児童青少年課、生涯学習課

I-2(2) 地域・社会活動団体との連携の強化

- 地域・社会活動団体と連携して地域で互いに支え合う相互援助活動等を促進し、区民の地域活動への参加を促します。
- あらゆる世代、性別の参加を促進し、多様性を認め合う地域の実現に向けた一体感を醸成し、地域の活性化を図っていきます。
- 定年退職後の男性がスムーズに地域社会に参加し、経験や知識を地域に還元できるようすることをはじめ、男性の社会参加促進に取り組みます。

具体的な施策	地域で活躍する団体との連携強化
事業内容	地域団体との連携を強化し、研修の支援、町会への行政情報提供等の活動支援を実施するとともに、地域で活躍する各種団体と連携することで男性の社会参加促進にも取り組み、男女共同参画社会に根ざした地域の活性化を図ります。
所管課	総務企画課・区民課・文化交流推進課・高齢者福祉課・児童青少年課

第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	中高年世代を含めた男性の地域活動への参加促進を目的とした講座の開催
事業内容	中高年世代を含む男性の地域活動への参加促進を目的とした講座の開催、生涯学習講座を通じた地域活動を体験できる機会の提供等を行い、講座受講者の区の事業運営への参加につなげることで、地域活動を促進します。
所管課	生涯学習課

I-2(3) 男女共同参画・ジェンダー平等の学習機会の提供

- 多様性とジェンダー平等に関する意識を高めるため、的確な情報を提供するとともに、学習の場と機会を設けていきます。
- 広く区民を対象とした生涯学習の場等において、多様な生き方への理解促進のための学習機会を提供します。

具体的な施策	ジェンダー平等・人権に関する情報・資料の提供
事業内容	ジェンダー平等・人権に関する情報等について、区報やホームページ・SNSへの掲載に加え、アクト21情報誌・区報人権週間特集号の発行・配布や、講演会・講座・パネル展を活用した提供を行います。様々な機会を通じて、参加者に必要な情報を随時提供し、意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	区民の意識づくりのための講座・講演会の開催
事業内容	男女共同参画に関する講演会を実施し、ジェンダー平等の理解と意識向上を促進し、地域連携の強化を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	ジェンダー平等・人権に関する図書の充実
事業内容	男女平等推進センター（アクト21）におけるジェンダー平等・人権に関する図書の充実を図り、男女共同参画・ジェンダー平等の拠点施設としての機能を向上させます。
所管課	総務企画課

I-2(4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実

- 多様な生き方への理解促進を図るため、性の多様性を理解し、受け入れるための啓発活動を実施します。
- 性的マイノリティに対する偏見や差別をなくし、区民の理解を深めるため、あらゆる媒体・場所・機会を活用した広報・啓発を実施するとともに、講座やイベント等を実施します。
- 区職員や教職員が性自認・性的指向等について理解を深め、様々な困難を抱える人々に適切に配慮・対応していくため、性自認・性的指向に関するガイドラインを適宜見直し、それに基づく研修を実施します。
- 同性パートナーシップ制度を通じて当事者の方々の社会的な困難を可能な限り解消できるよう努めるとともに、制度の周知と理解促進を図ります。
- 相談体制の充実を図るため、専門的な知識を持った相談員を配置し、個別の相談に対応できる体制を整えます。これにより、困難を抱える方々が安心して相談できる環境を提供し、必要な支援につなげられるようにします。

具体的な施策	講座、講演等による区民への普及啓発
事業内容	性的マイノリティに関するパネル展・写真展や人権週間講演会を実施し、参加者の多様性に関する意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	職員研修の実施
事業内容	職員向け人権研修の中に性自認・性的指向に関するガイドライン研修を組み入れ、性の多様性や多様な生き方への職員の理解を深め、配慮すべき事項等に関する意識を高めます。
所管課	職員課・総務企画課

具体的な施策	教職員研修の実施
事業内容	教職員を対象に階層別人権教育研修を実施し、校長・副校長向けにLGBTQ理解を啓発し、児童・生徒への理解促進の重要性を確認します。また、特別支援教育支援員研修で幼児・児童・生徒の特性への配慮を確認することにより、多様な生き方への理解促進を図ります。併せて、新任教員や区に転入した教員等を対象として、性自認・性的指向に関するガイドライン研修を実施します。
所管課	教育センター・総務企画課

第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	対応ガイドラインの作成と理解促進
事業内容	職員向けの「性自認・性的指向に関する対応ガイドライン」を適宜見直し、研修等を通じて全庁に周知することで、職員の理解促進に努めます。区民に向けては、性的マイノリティに関するパネル展・写真展を開催し、また、LGBTQ理解促進リーフレットを区内施設やパネル展で配布し理解促進に努めます。
所管課	総務企画課

具体的な施策	性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とする社会的な困難の解消に向けた取組
事業内容	同性パートナーシップ制度やLGBTQ理解促進に関する取組を強化し、LGBTQ当事者の性的指向・ジェンダーアイデンティティに起因する社会的困難の解消に向けた意識啓発を行い、多様な性に関する理解促進を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する専門相談の実施・充実
事業内容	LGBTQに関する専門相談において、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する相談の充実を図り、より多くのLGBTQ当事者に必要な支援を行います。
所管課	総務企画課

基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する

■施策の方向性

1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実

配偶者等からの暴力、性暴力、職場や地域におけるハラスメントは、いずれも重大な人権侵害であり、区民の安心・安全な生活を脅かすものです。こうした行為を決して許さないという社会的認識を広めるとともに、被害の未然防止と早期発見に取り組む必要があります。

そのために、DV暴力被害等に関する相談体制の拡充、関係部署や関係機関等との連携強化を進め、被害者が安心して支援を受けられる環境を整えます。また、職場や地域におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど多様な形態のハラスメント防止に向けた啓発や事業者支援を進め、誰もが尊厳をもって働き、暮らせる社会を目指します。

2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備

経済的困難、ひとり親家庭、就労や居住の不安、孤立等、複合的な課題を抱える女性が増えており、切れ目のない包括的な支援が求められています。特に、困難な問題を抱える女性支援法の施行を受け、自治体としても地域における相談体制の整備や自立した生活を送るための援助等、多面的な体制づくりが急務となっています。

そこで、地域で適切な相談が受けられるよう、相談窓口の充実、関係機関との緊密な連携を図るとともに、ひとり親家庭への生活支援や就労支援等を強化します。さらに、支援が届きにくい女性や若年層のための周知・啓発を強化し、安心して地域で生活できる地域社会をつくれます。

■基本目標Ⅱの指標

No	指標	現状値	目標値
1	配偶者や交際相手等の間でのあらゆる暴力について、暴力に当たると考える割合	71.5% (令和6年度)	100% (令和12年度)
	※区政世論調査における配偶者や交際相手等の間の行為に関する調査項目。全ての暴力行為について「どんな場合でも暴力に当たる」と回答する割合		

■施策

1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実

II-1 (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

- 配偶者等暴力は、周囲の認識不足等により発見が遅れることが多くあることを踏まえ、正しい知識と認識の普及啓発を図ります。
- 被害者の意思を尊重しながら、相談から生活再建まで、総合的・継続的な支援につなげていきます。
- 被害者の情報の管理を徹底し、加害者等からの問合せ等に対して毅然とした対応を図っていきます。
- 被害者本人並びに被害者の子ども及び親族等の安全を確保し、適切な支援を行うため、東京都や警察を始めとする関係機関と連携して取り組んでいきます。
- 被害者に寄り添い、様々な相談を受ける中で課題を解決していくため、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関で緊密に連携し、被害者を支援していきます。

具体的な施策	広報や啓発活動の推進
事業内容	配偶者等からの暴力防止と被害者支援のため、区報やホームページで情報発信を強化します。デートDV防止講座や啓発パネル展示を実施し、配偶者暴力被害者のための支援者養成講座や区イベントでのパープルリボン活動を通じて、暴力を許さない地域社会のための啓発を推進します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	被害者の安全確保及び自立支援
事業内容	DV被害者の安全確保に努め、安定して自立した生活のために関係機関と連携を取りながら、寄り添った支援を行います。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	被害者情報の適切な管理
事業内容	被害者情報の適切な管理を行うとともに、住民基本台帳の閲覧や住民票の交付の申請内容を厳格に審査します。また、税や健康保険等の情報を適切に管理し、警察や他自治体との連携を通じて、加害者からの問い合わせに対し毅然とした対応を行います。
所管課	戸籍住民課

具体的な施策	被害者の安全確保のための体制整備・関係機関の連携強化
事業内容	被害者の安全確保のため、配偶者暴力相談支援地域協議会を開催するとともに、要保護児童対策地域協議会や困難女性支援調整会議との合同開催を行い、関係機関の連携強化に努めます。また、緊急一時保護や生活支援、手続き代行を実施し、他自治体や医療機関との連携を図るとともに、通報先や相談窓口を周知してDV被害の早期発見に努め、被害者支援体制の充実を図ります。
所管課	総務企画課・子育て支援課・子ども家庭総合センター

具体的な施策	子どものケア体制の整備
事業内容	ひとり親の保護者からの相談に応じて、子どもの養育に課題がある場合には必要に応じて適切な施設への入所を勧め、施設内カウンセリングを提供します。また、暴力を目撃した子どもへの心理的なケア体制を推進するため、民間団体と連携した母子並行プログラムの実施等、子どもの健やかな成長を支援するための体制を整備します。
所管課	総務企画課・子育て支援課・子ども家庭総合センター

Ⅱ－１（２）暴力被害等に関する相談体制の充実

- 配偶者等暴力、児童虐待、性被害等の被害者が、地域で適切な相談を受けられるよう、窓口の周知や相談窓口相互の緊密な連携を図り、的確な支援を行っていきます。
- 配偶者等暴力への正しい理解と被害者の二次被害防止のため、職員の資質の向上を図るとともに、被害者の多様なニーズに対応できるよう、相談支援・職員対応に関する研修を実施します。
- 配偶者等暴力の未然防止・早期発見から相談・保護・自立まで、総合的かつ継続的に支援できるよう、関係機関同士の連携強化等、配偶者暴力相談支援センター機能の更なる充実を図ります。

具体的な施策	情報提供の充実
事業内容	暴力被害等に関する相談体制の充実と情報提供の強化を図るため、相談窓口を周知するチラシやポスターの配布、区報・ホームページへの情報掲載等を行うとともに、窓口での分かりやすい情報提供を実施します。さらに、DV防止に関するパネル展を開催する等、あらゆる機会をとらえた啓発の充実を図ります。
所管課	総務企画課

第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	相談体制の充実
事業内容	配偶者や親族からの暴力に対する相談を実施します。「アクト21こころと生き方・DVなんでも相談事業」や区民相談、民生委員による地域の見守り活動やあらかわひきこもり支援ステーション、おとしよりなんでも相談等において、様々な困難に対応できるよう相談体制の充実を図り、幼少期から高齢者等、幅広い世代への相談体制を充実させます。
所管課	総務企画課・子育て支援課・区民課・福祉推進課・高齢者福祉課 児童青少年課教育センター・子ども家庭総合センター

具体的な施策	研修の実施
事業内容	配偶者暴力相談支援地域協議会でDV被害の理解に関する講義を行うとともに、区職員向けの研修や人権研修を通じて、職員のDV被害者支援に関する意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課・職員課・子育て支援課

具体的な施策	配偶者暴力相談支援センター機能の充実
事業内容	配偶者相談支援センターや関係機関との連携、相談体制の充実を図ることにより、相談につながりやすい環境づくりを行い、被害の潜在化の防止や早期発見を図ります。
所管課	総務企画課・子育て支援課

II-1 (3) ハラスメントの防止

- 全ての人が安全で人権が尊重される環境で生活し、働くことができるようにするため、ハラスメントに関する理解を深め、意識を啓発する研修を実施します。
- 職場や地域におけるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発や情報提供を推進していきます。

具体的な施策	ハラスメント防止に関する意識啓発と情報提供
事業内容	ハラスメントに対する相談を受けるため、「アクト21こころと生き方・DVなんでも相談事業」を実施します。また、パネル展や区報特集号に啓発記事を掲載する等により、ハラスメント防止に関する意識啓発を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	研修・講座の実施
事業内容	DV被害者支援者養成講座（初級）を民生委員を対象に悉皆研修として実施することにより、DVだけでなく、パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント等に関する意識啓発を図り、支援につなげていきます。
所管課	総務企画課

2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備

Ⅱ-2（1）ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭が、それぞれの状況に応じて最適な支援を受けられるよう、多様な支援が包括的に提供される体制の整備を図ります。
- 家庭生活における諸問題についての相談、就労や経済的な支援等をはじめ、ひとり親家庭への支援策を推進し、安心して自立して暮らせる社会の実現に取り組めます。

具体的な施策	相談事業の実施（女性相談・就労相談・家庭相談・母子相談）
事業内容	母子・父子自立支援員や就業支援専門員、家庭相談員が、住まいや就労、離婚や養育費等の様々な相談に応じ、一緒に課題の整理を行って適切な支援につなげます。また、関係部署と連携し、ひとり親家庭及びこれからひとり親家庭になる保護者が気軽に相談できる体制の充実を図ります。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	ひとり親家庭への自立支援事業の実施
事業内容	就業支援専門員が自立支援プログラムを策定し、資格取得支援や高卒認定のための学び直し支援等、様々な就労支援につなげることにより、ひとり親家庭の安定した生活のための継続的な支援に取り組めます。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	ひとり親家庭休養ホーム事業の実施
事業内容	ひとり親家庭が親子での体験機会を共有できるよう、廉価により日帰り又は宿泊でレクリエーション施設を利用できるよう助成し、心身のリフレッシュを促します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	ひとり親家庭サポート事業の実施
事業内容	ひとり親家庭の保護者の急な残業や体調不良時等に家事や育児を支援するヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭の育児負担の軽減と安定した生活の維持を支援します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	母子生活支援施設への入所支援
事業内容	困難な状況に置かれた母子世帯に対し、母子生活支援施設への入所を支援することで住環境と生活の安定を図るとともに、心身と生活を安定するための相談・援助等、子どもたちの健やかな成長と自立に向けた支援を行います。
所管課	子育て支援課

Ⅱ－２（２）困難を抱えた女性への相談体制の充実

- 令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、対象者を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」としています。
- 困難な問題を抱えた女性が地域で適切な相談を受けられるよう、窓口の周知や相談窓口相互の緊密な連携を行うとともに、的確な支援を行っていきます。
- 困難な問題を抱えた女性がそれぞれの状況に応じて適切かつ円滑に支援を受けられ、その福祉が増進されるよう、関係機関同士の連携強化を図ります。

具体的な施策	情報提供の充実
事業内容	困難な問題を抱える女性に関する相談窓口の周知、情報提供、パネル展の実施等、様々な事業周知活動及び支援体制の強化を図ることにより、安心して安定した生活ができる地域環境づくりに向けた意識の向上を目指します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	相談体制の充実
事業内容	DVや居所喪失など、困難な問題を抱える女性からの様々な相談に応じ、関係機関と連携を取りながら自己決定を尊重して必要な支援につなげることにより、女性の安全で安定した生活をサポートします。
所管課	子育て支援課・総務企画課

具体的な施策	困難な問題を抱える女性支援調整会議の設置
事業内容	困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するため、関係機関や民間団体等で構成される支援調整会議を設置し、女性が安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。
所管課	子育て支援課・総務企画課

第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	予期せぬ妊娠や特に支援が必要な妊産婦への支援の充実
事業内容	予期せぬ妊娠や経済状況等により見守りが必要な妊産婦について、関係機関が連携し、妊娠期から産後や育児に至るまで、支援を継続して行います。
所管課	健康推進課・子ども家庭総合センター・子育て支援課

具体的な施策	若者相談「わっか」の充実
事業内容	課題や悩みを抱える若者等が気軽に相談できるよう、電話やメールのほかSNS等を活用した相談体制の充実を図り、適切な支援につなげていきます。また、若者等が安心して過ごすことができる居場所づくりについて、検討・実施していきます。
所管課	児童青少年課

具体的な施策	生理用品の無償配布
事業内容	経済的な理由等により生理用品を購入できない「生理の貧困」に関わる取組として、区施設で生理用品を無償配布します。区立小・中学校でも、小・中学生が安心して学校生活を送れるよう、トイレに生理用品の設置をします。
所管課	総務企画課・子育て支援課・学務課

基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る

■施策の方向性

1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成

仕事と家庭生活を調和させる意識を社会全体に広めるため、ワーク・ライフ・バランスを推進する仕組みの充実や啓発を進めるとともに、幅広い世代が地域や社会活動への参画意識を高めることにより、仕事と生活の調和がとれ、一人一人が充実感を得られる環境づくりをめざします。

2 家庭における役割分担の見直し

家庭生活においては依然として家事・育児の負担が女性に偏る傾向がありますが、この要因の一つとして無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、男女共同参画の実現に向けて障壁となっていることから、性別にかかわらず家族が役割を分担し協力し合う意識を育てるとともに、多様な子育ての在り方を支援し、安心して家庭生活を営める環境を整えることで、家族全体の暮らしやすさを向上させます。

3 誰もが働きやすい環境づくり

働く場における男女の格差解消と多様な働き方の尊重は、経済的自立と社会参加の前提となることから、誰もが安心して働き続けられる職場環境や多様な働き方を推進し、女性の活躍を支える取組を拡充するとともに、就労支援の充実を図ります。また、就労に関する情報提供や相談窓口の充実、起業や開業への支援を推進し、多様なキャリア形成の選択肢を広げます。

4 ライフステージに応じた健康づくり

健康は、就労や生活の基盤であり、生涯を通じた支援が不可欠であることから、あらゆる世代に分かりやすい健康情報を提供し、心身の相談やサポート体制を充実させます。また、特に女性については、ライフステージごとに健康上の課題が変化することを踏まえ、ライフステージに応じた健康増進を支援します。

5 様々な人に配慮した危機管理対策の促進

災害や緊急時には、性別や年齢、障がいの有無、家族構成等によって必要とされる支援が異なることから、危機管理対策に多様な視点を取り入れ、避難所や地域での支援体制を整備することで、誰もが安心して避難・生活できる環境を確保します。また、災害時に孤立しがちな人を支える相談・支援の仕組みを整え、共助による安心な地域

第3章 施策の方向性と施策

社会を築きます。

■基本目標Ⅲの指標

No	指標	現状値	目標値
1	ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合	28.5% (令和6年度)	45.0% (令和12年度)
	荒川区民総幸福度（GAH）調査におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査項目。5段階評価で仕事と生活とのバランスが取れていると感じている上位2段階（選択肢5・4）を選択する人の割合		
2	男女の地位の平等意識（職場）	25.8% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)
	※世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合		
3	家庭内で家事労働が家族で分担できていると感じている人の割合	24.5% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)
	※世論調査における家庭内における役割分担意識に関する調査項目。家事（炊事・洗濯・掃除など）が家族で分担できていると回答する割合		

1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成

Ⅲー１（１）ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり

- ワーク・ライフ・バランスについて、性別や年代によって、その捉え方や考え方が大きく異なることを踏まえたより効果的な啓発を進めていきます。
- 区民や区内事業者への個別での働きかけに加え、講座や講演会の実施、パンフレット等を活用した情報提供等を通じて、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

具体的な施策	区民・区内事業者への情報提供と意識啓発
事業内容	男女平等推進センター（アクト２１）発行の情報誌を区内事業所に配布して事業者への意識啓発を行うとともに、中小企業診断士によるテレワーク・デジタル化推進の助言及び企業相談員による関連情報提供を実施することにより、区内事業所の働き方改革を支援します。
所管課	総務企画課、産業振興課、経営支援課

具体的な施策	理解を深めるための講座・講演会の開催
事業内容	区民や区内事業者を対象に、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する講座・講演会を実施し、仕事と家庭生活を調和させる意識の醸成を図ります。
所管課	総務企画課

Ⅲー１（２）地域・社会活動への参画に向けた意識づくり

- 幅広い世代が地域や社会活動への参画意識を高め、仕事と生活の調和を図り、充実感が得られる環境づくりを進めるため、若年層や働く世代が地域・社会活動に参加しやすくなるよう、幅広い世代向けに情報提供や啓発を行っていきます。地域・社会活動への参加のきっかけづくりや活動を充実するため、必要な知識等について学習する機会を提供します。
- 区民の身近な生活に関わる地域づくりや区政への関心を高め、一人一人が知識等を活かしながら地域・社会活動に参画する機運を高める取組を推進します。

第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	地域活動・ボランティア活動やNPO等の活動情報提供
事業内容	地域活動サロン「ふらっと.フラット」の運営支援や、生涯学習センターでの講座の開催、ポスター掲示、ボランティアに係る情報コーナーの設置等を通じて、地域活動団体を支援し、区民の参画促進と多様な活動の活性化を図ります。
所管課	文化交流推進課、生涯学習課、総務企画課

具体的な施策	生涯学習活動に関する情報提供
事業内容	社会教育指導員・社会教育主事による生涯学習に関する情報提供や個別相談の実施、地域や人々をつなぐことを目的とした地域活動イベントを開催することにより、生涯学習への参加促進と地域活動の活性化を図ります。
所管課	生涯学習課

具体的な施策	生涯学習センターにおける地域活動参加につなげる講座の実施
事業内容	学びを通して地域の方と知り合い、地域とつながり、「地域活動」のきっかけを作る大人の学び場である「荒川コミュニティカレッジ」の運営を通じ、地域活動への参加促進を行います。
所管課	生涯学習課

具体的な施策	区民が参画しやすい活動の場の運営を可能にする仕組みづくり
事業内容	区民参画、協働・参加型の事業運営方法について各課で実施している事業を調査・分析し、そのノウハウを共有することで、より効果的な区民参画の促進と、事業運営の質向上を目指します。
所管課	関係各課

2 家庭における役割分担の見直し

Ⅲ－２（１）家庭生活における男女平等意識の推進

- 男性の家事・育児・介護等への積極的な参加に向けて、働き方に対する意識改革を図るとともに、取組のきっかけづくりとなる講座等を開催します。
- 介護者の負担軽減を図り、家庭生活と仕事等を両立し、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

具体的な施策	男性の家事・育児・介護等への積極的な参加に向けた情報提供と意識啓発
事業内容	男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、男性の家事・育児・介護等への参加の視点を取り入れた講座を開催するほか、アクト21インフォメーションを活用した啓発活動を行うことにより、家庭と職場の両立を促進します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	男性の育児への参画に向けた講座の実施（ハローベビー学級・新米パパ講座）
事業内容	妊娠中や産後の不安解消を目的とした両親学級や父親向けの講座を対面・オンラインで開催することにより、男性の育児への参画を促すとともに、夫婦間の協力体制の強化を促進します。また、講座等の場を通じて、参加者同士の交流の促進を支援し、不安や孤立の解消につなげます。
所管課	健康推進課

具体的な施策	介護者への支援の実施
事業内容	医療福祉相談事業、特別養護老人ホーム入所申請手続き支援、家族や介護者からの医療保険福祉等の相談の実施、障がい者緊急一時保護等のサービス提供等を通じて、介護者の負担軽減を図り、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。
所管課	高齢者福祉課・障害者福祉課

Ⅲ－２（２）多様な子育て支援

- 多様な保育ニーズに対応するため保育サービスの更なる充実を図るとともに、在宅で育児をしている保護者に対する支援を行います。
- 子育てを地域全体で支援する体制を充実するとともに、子育て中の保護者が地域で交流する場の提供や一時的な保育の実施により、保護者の負担軽減や育児不安解消のための取組を推進します。

第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	家庭教育学級（乳幼児コース・小・中学生コース）
事業内容	乳幼児、小・中学生、PTA向けに家庭教育学級を開催することで、保護者の育児・教育に関する知識・技能向上を支援し、子どもたちの健やかな成長を育む家庭環境づくりを促進します。
所管課	生涯学習課

具体的な施策	父親の育児に関する情報提供
事業内容	父親の育児に役立つ資料配布や父親向け講座の開催、ゆりかご面接や新生児訪問での相談対応を行うことにより、父親の育児参加促進と子育てにおける夫婦の協力を支援します。また、講座等の場を通じて、父親同士の交流を促進します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	子育て中の多様な悩み・不安に対応する相談体制の充実
事業内容	女性相談、ひとり親相談、家庭相談、資格を持った専任スタッフが24時間対応する電話相談に加え、関係機関との連携を通じて子育て中の様々な悩みや不安に対応するとともに、必要な情報や支援を提供することにより、安心して子育てができる環境づくりを促進します。
所管課	子育て支援課・子ども家庭総合センター・健康推進課

具体的な施策	乳幼児の親が安心して外出できる環境の整備
事業内容	「あらかわベビーステーション」の設置や、店舗等を経営する事業者向けに「（仮称）子育てファミリーに優しい施設づくりのガイドブック」を配布することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出をできる環境を整備します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	地域における子育て支援（ファミリー・サポート・センター事業）
事業内容	ファミリー・サポート・センター事業を通じて地域の協力会員による一時預かりや送迎等の支援を提供することにより、子育て中の保護者の負担軽減を図り、仕事と育児の両立を支援するとともに、協力会員の養成を通じて地域における子育て支援体制を強化します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	放課後等の児童への支援事業
事業内容	放課後等に適切な遊びと生活の場を提供する学童クラブ、地域の協力を得ながら体験活動の場を提供するにこにこすくーる、それらを総合的に展開する放課後子ども総合プランの実施により、放課後等の子どもの居場所を提供するとともに、児童が安心して健やかに過ごせるよう、サービスの質や利便性の向上を図ります。
所管課	児童青少年課

具体的な施策	親子ふれあいひろば
事業内容	年齢に応じた乳幼児タイムや異年齢交流、小・中交流事業を実施することにより、子どもたちの社会性や協調性を育むとともに、世代間交流を促進し、地域全体で子どもたちを育む環境づくりを支援します。
所管課	児童青少年課・区民施設課

具体的な施策	子どもの居場所づくり事業の実施
事業内容	食事の提供や学習支援、親に対する養育の知識や情報提供、アウトリーチによる支援等を行う子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対し、経費の一部を補助します。支援を必要とする子どもたちの居場所を提供することにより、子どもたちの健全育成を支援します。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	親の子育て力支援事業
事業内容	保護者向けの子育て支援カウンセラーによる相談事業の実施や子育ての悩み・不安を互いに話し合う場の提供等を通じて、親子関係形成を促し、子育ての孤立防止と保護者の意識向上を図り、より良い子育て環境づくりを支援します。
所管課	児童青少年課

具体的な施策	保育サービスの更なる充実
事業内容	多様な保育ニーズへの対応と子育て中の保護者の負担軽減を図るため、0歳児保育や病児・病後児保育の拡大等保育サービスの更なる充実を図ることで、子育てと就労等の両立を支援します。
所管課	保育課

第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	子育て交流サロン事業
事業内容	乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流の場を提供することにより、育児中の孤立の解消と親同士の交流を通じて子育ての不安や悩みの解消を図るとともに、子育て家庭を地域で支える取組を支援します。また、保護者がより気軽に立ち寄り、相談・交流できるような環境づくりを行います。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
事業内容	保護者の育児疲れや疾病等により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった0歳から中学生までの子どもを預かることにより、子どもとその家族の福祉の向上を図り、多様な子育てを支援します。
所管課	子ども家庭総合センター

3 誰もが働きやすい環境づくり

Ⅲ-3（１）安心して働き続けられる環境の推進

- 誰もが安心して働き続けられる環境を整備するため、小規模事業者が多い地域特性も踏まえ、区内事業者へ多様な働き方に関する情報提供や提案を行います。
- 区が事業者の立場として区内事業者の先導的な役割を果たすため、多様な働き方ができる職場環境を整備します。

具体的な施策	企業・労働者への多様な働き方の提案
事業内容	男女平等推進センター（アクト２１）発行の情報誌を区内事業所に配布し、事業者への意識啓発を行うとともに、中小企業診断士による訪問助言、企業相談員による巡回訪問等を通じて区内事業者へのテレワークやデジタル化推進等、多様な働き方に関する情報提供と提案を行います。
所管課	総務企画課・産業振興課・経営支援課

具体的な施策	東京都の取組や労働関係法等の周知
事業内容	東京都の働き方改革に関する取組や労働関係法等について、男女平等推進センター（アクト２１）での資料配布等を通じて周知を行うことにより、区民の意識啓発を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	多様な働き方の推進
事業内容	区が事業者の立場として区内事業者の先導的な役割を果たすため、テレワークや時差勤務、ＩＣＴや外部人材の活用等、職員・教職員の柔軟な働き方を推進し、健康の維持増進と働きがいのある職場環境を整備します。
所管課	職員課・教育総務課

Ⅲ－３（２）女性の活躍推進に向けた取組の支援

- 女性の活躍を推進するため、区民・区内事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスを推進する意義やメリットを広く周知するとともに、柔軟な働き方に対応した職場環境整備を促します。
- 区内事業者へ様々な支援を実施することにより、多様な人材が働きやすい職場環境の整備を促進します。

具体的な施策	育児・介護休業支援制度の取得促進及び職場環境見直しについての区内事業者への働き掛け
事業内容	区内事業所向けにワーク・ライフ・バランスの啓発用リーフレットや情報誌を作成・配布することにより、育児・介護休業支援制度の取得促進や柔軟な働き方等についての啓発を行い、安心して働き続けられる職場環境の整備を推進します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	ワーク・ライフ・バランスを促進する企業への支援
事業内容	多様な人材が働きやすい職場環境整備に必要な設備の設置に対して補助すること等を通じ、企業の生産性向上と企業価値向上、企業のワーク・ライフ・バランス推進を支援し、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを促進します。
所管課	経営支援課

Ⅲ－３（３）事業主団体等との連携強化

- 各地域における女性の活躍を地域ぐるみで応援するための協議の場として、荒川区男女共同参画社会推進区民会議に区内事業者の参画を求め、連携を強化し、効果的な取組を推進していきます。

具体的な施策	荒川区男女共同参画社会推進区民会議
事業内容	男女共同参画社会推進区民会議に区内事業者が参加することにより、企業と行政、地域住民との連携を強化し、区民全体で男女共同参画社会の実現に向けて取り組む体制を構築します。
所管課	総務企画課

Ⅲ-3 (4) 就労に関する支援事業の充実

- 就職や仕事と家庭の両立支援に関する情報提供・相談体制の充実を図ります。
- 子育て中の方の再就職や仕事と子育てを両立する働き方を一人一人の状況に合わせて支援するとともに、再就職を目指す方へスキルアップやキャリアアップにつながる取組を行います。
- 就労意欲の高い高齢者や障がい者、厳しい雇用環境に置かれている若年層の就労支援につながる取組を行います。

具体的な施策	仕事と家庭の両立支援に関する情報提供
事業内容	ホームページ、情報誌、パネル展、資料配布、ＪＯＢコーナー町屋での情報提供等、様々な媒体を活用して就職や仕事と家庭の両立支援、柔軟な働き方等に関する情報を広く区民に発信し、理解促進を図ります。
所管課	総務企画課・就労支援課

具体的な施策	女性の再就職支援のためのセミナー等の実施
事業内容	女性向け就労支援コーナーの設置、就労支援セミナー等を通じて再就職も含めた女性の就労支援を強化することにより、女性の経済的自立を促進し、多様な働き方を支援します。
所管課	総務企画課・就労支援課

具体的な施策	ＪＯＢコーナー町屋の運営
事業内容	身近な職業相談・職業紹介等の場としてＪＯＢコーナー町屋において職業相談・紹介、内職相談・紹介等を行うことにより、女性を含めた就労機会の拡大を図り、誰もが能力を活かして活躍できる社会の実現を目指します。
所管課	就労支援課

具体的な施策	ひとり親家庭への自立支援事業の実施【再掲】
事業内容	就業支援専門員が自立支援プログラムを策定し、資格取得支援や高卒認定のための学び直し支援等、様々な就労支援につなげることにより、ひとり親家庭の安定した生活のための継続的な支援に取り組みます。
所管課	子育て支援課

第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	おしごと相談の窓口の運営
事業内容	おしごと相談の窓口において、就職活動に関する相談や、出産・育児・介護を機に離職した女性の再就職活動・両立支援の相談を受け付け、就職活動をサポートします。また、就労中の方が抱える家庭と仕事の両立に関する悩みや今後のキャリア不安を解消し、誰もが能力を活かして活躍できる社会の実現を目指します。
所管課	就労支援課

具体的な施策	女性の自立や生活に関する相談の実施（アクト21 ころと生き方・DV なんでも相談【再掲】、女性相談【再掲】）
事業内容	「アクト21 ころと生き方・DV なんでも相談事業」や女性相談の中で就労に関する助言等を行うことにより、女性が抱える様々な悩みや困難への支援を行い、女性の自立と安心して暮らせる環境づくりを行います。
所管課	総務企画課・子育て支援課

Ⅲ-3（5）起業・開業の支援

- 女性を含めた起業・開業を推進するため、区内で起業・開業しようとする起業家を対象とした講座を開催する等により、ノウハウや情報を提供します。
- 起業・開業予定者、起業・開業間もない企業に対して、継続的に相談・アドバイスをを行い、企業の育成と経営基盤の強化を図ります。

具体的な施策	起業家支援のための講座の実施（創業支援事業・相談事業・講義・セミナーの開催等）
事業内容	起業・開業に関する相談の実施に加え、ビジネスプランの作成知識等を学ぶセミナーや起業家交流会、若者向けワークショップ等を開催することにより、起業・開業を志す方の支援を強化し、新たなビジネスチャンスの創出と地域経済の活性化を促進します。
所管課	経営支援課

4 ライフステージに応じた健康づくり

Ⅲ-4 (1) 健康づくりに関する情報提供

- 働き方や生活の基盤である健康について意識啓発を図るとともに、特に女性のライフステージに応じた健康づくりの意識向上を図るため、情報提供・意識啓発を行います。

具体的な施策	健康に関する冊子の発行、講演会、健康教育等の情報提供
事業内容	健康づくりや介護予防に関する講演会開催のほか、区報での特集、パンフレットやチラシ、ウォーキングマップ、リーフレット等の配布を通じて、健康情報や健康づくりに関する情報を提供し、区民の健康意識向上を図ります。
所管課	高齢者福祉課・健康推進課

具体的な施策	H I V・性感染症に関する検査・相談、啓発、情報提供
事業内容	H I V・性感染症予防に関する講演会、区報での予防情報の提供等の啓発活動のほか、保健師による相談、無料・匿名での検査等を実施することにより、性感染症に関する正しい知識の普及と予防意識の向上を図ります。
所管課	保健予防課

Ⅲ-4 (2) こころや身体についての相談の実施

- ストレスを原因とするこころや身体の不調を抱える人が増加している状況を踏まえ、メンタルヘルスの相談体制の充実を図ります。

具体的な施策	こころと生き方・DVなんでも相談の実施
事業内容	「アクト21 こころと生き方・DVなんでも相談事業」を実施することにより、家族関係や仕事、人間関係や生き方など様々な悩みを抱える方に専門の相談員がカウンセリングを行い、安全で安心して暮らせる環境づくりを行います。
所管課	総務企画課

具体的な施策	こころの健康相談の実施
事業内容	精神科医や保健師による心の健康に関する相談窓口「こころの健康相談」を実施することにより、心の病気を抱える人やその家族への支援体制を強化し、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。
所管課	健康推進課

Ⅲー4（3）生涯を通じた健康づくりの推進

- 自らの健康について正しい情報や知識を習得し、自己管理を行えるよう、健康増進のための取組を推進し、世代に応じたところと身体健康づくりを支援します。

具体的な施策	生活習慣病予防（疾病予防、健康増進）
事業内容	健康増進計画に基づき、健康ポイントアプリの活用により、健康に関する意識啓発と運動習慣の獲得を促し、男性を含む幅広い年齢層の健康増進を支援します。また、体組成計と血圧計を設置したまちなか測定コーナーの設置、健康情報提供店による健康情報の提供、禁煙支援、健康体操の普及、健康づくり講座等を通じて生活習慣病予防に関する啓発活動を行い、区民の健康意識向上を促進します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	女性の健康づくり講演会の実施
事業内容	プレコンセプションケア※3や更年期等に関する正しい知識普及のための講演会を実施します。これにより、女性の健康維持と社会参加促進を図ります。
所管課	総務企画課・健康推進課

具体的な施策	女性の健康の啓発
事業内容	女性の健康への理解促進のため、毎年3月に実施される「女性の健康週間」において普及啓発を行うとともに、講演会やパネル展示、キャンペーン等を開催します。
所管課	健康推進課

Ⅲー4（4）妊娠・出産・子育てに関わる支援

- 出産や育児等による健康上の影響が大きい女性が、安心して妊娠・出産・子育て期を健康で明るく過ごせるよう、検診や講座の実施、指導等の支援を行います。

※3プレコンセプションケア：性や妊娠に関する正しい知識を身に付け健康管理を行うよう促すこと。

具体的な施策	妊娠・出産に関する支援（ゆりかご面接、母子健康手帳交付、妊婦健診、妊産婦訪問指導）
事業内容	妊娠届出時のゆりかご面接に加え、妊娠後期のアンケート、面談、電話相談、訪問を実施するほか、健診費用補助等を通じて切れ目なく支援を行い、妊婦の不安解消を図り、安心して出産・育児ができるよう支援します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	周産期うつ対策
事業内容	ゆりかご面接や新生児訪問時の出産後アンケート等で特定妊婦の把握や周産期うつ病の早期発見、必要に応じた受診勧奨やサービス調整を行うことにより、妊娠中及び産後の母親のメンタルヘルス対策を強化します。
所管課	健康推進課

具体的な施策	不妊・不育に関する支援
事業内容	不妊・不育に関する相談窓口である「東京都不妊・不育ホットライン」や、東京都特定不妊治療費助成制度の情報提供を通じて、不妊・不育に悩む方の相談機会創出と経済的な負担軽減を図ります。
所管課	健康推進課

具体的な施策	入院助産措置の実施
事業内容	経済的な理由で病院に入院できない妊産婦に対し、入院費用を助成することにより、安心して出産や療養に専念できるよう支援します。相談時には家庭状況に応じて必要な支援機関につなげることにより、妊産婦の健康と安全を守ります。
所管課	子育て支援課

具体的な施策	妊娠・出産・子育てに関する相談の実施
事業内容	精神科医や保健師による「ママのこころの相談」において子育て中の母親が抱える心の悩みや不安に寄り添い、必要なサポートを提供することにより、母親のメンタルヘルスの安定を支援します。また、子どもと子育ての総合的な相談機関である子ども家庭総合センターの体制強化を進め、安心して健やかな暮らしが送れる環境づくりを促進します。
所管課	健康推進課・子ども家庭総合センター

5 様々な人に配慮した防災対策の推進

Ⅲー５（１）多様な視点を入れた危機管理対策

- 荒川区地域防災計画をはじめとした、各種の危機管理対策について、実際の災害から得られた教訓や想定される課題等を踏まえるとともに、多様性に配慮した視点で適宜見直し、修正を行っていきます。

具体的な施策	危機管理対策への多様な視点の反映
事業内容	女性や妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等、様々な属性の人に配慮した危機管理対策を検討の上、荒川区地域防災計画をはじめとする各種計画に反映するとともに、適宜、見直しを図ります。
所管課	防災課

Ⅲー５（２）多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援

- 多様性に配慮した避難所開設・運営マニュアル等を整備し、それに基づき、定期的に訓練を実施し、マニュアル等を改善していきます。
- 災害時に多様性に配慮した避難所運営ができるよう、性別等によるニーズの違いに配慮した環境整備や物資の備蓄等を行っていきます。

具体的な施策	多様なニーズに応じた避難所等における環境整備や備蓄物資等の充実・強化
事業内容	災害時における女性のニーズに対応するため、避難所運営委員会に女性を積極的に配置し、女性のためのスペース設置等運営マニュアルに基づく訓練を実施します。また、着替え・授乳用テントや生理用品、おむつ、オストメイト対応トイレ等の備蓄を充実させ、多様なニーズに応じて全ての人が安心して避難所生活を送れる環境整備を進めます。
所管課	防災課

具体的な施策	避難行動要支援者への情報伝達体制の充実
事業内容	高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が災害時に確実に情報を受け取れるよう、区報、ホームページ・SNS、防災アプリ、災害情報受信機等、様々な媒体による情報伝達体制を整備し、誰もが必要な情報を入手できるよう支援します。
所管課	防災課

具体的な施策	子育て世代の避難場所の提供
事業内容	子育て世代が安心して避難できるよう、二次避難所における支援体制の強化を図ります。避難誘導訓練の実施や備蓄倉庫内の物資点検を通じて子どもを持つ家庭が安全に避難できる環境整備を進め、必要な物資の確保と適切な情報提供を行います。
所管課	総務企画課・区民施設課・児童青少年課・ゆいの森課

Ⅲー５（３）災害時・緊急時における相談・支援体制の整備

- 男女平等推進センター（アクト２１）を中心として、災害時や緊急時における生活環境の変化による不安や悩み、女性への暴力に対する相談を受け付け、支援を実施します。

具体的な施策	災害時・緊急時の相談・支援
事業内容	「大規模災害時における男女共同参画センター相互支援システム」に加入することで、被災地外の男女共同参画センター等と連携を図り、粉ミルクや生理用品等の物資や情報の支援体制の充実を図ります。また、避難者の多様なニーズや避難生活に対する不安等に対応するため、避難者への相談体制の整備を推進します。
所管課	総務企画課・関係各課

基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する

■施策の方向性と指標

1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画・ジェンダー平等の理念を区の政策に反映していくためには、政策決定の場に多様な人材が参画することが欠かせないことから、特に女性の参画を積極的に促進するとともに、区民の意見を反映できる仕組みを整備します。

あわせて、区職員が男女共同参画・ジェンダー平等の視点を持ち、日常業務や政策形成に活かせるよう、研修や啓発を通じて意識の向上を図ります。

こうした取組により、ジェンダー平等を達成するため政策・事業・組織運営の全てのプロセスにおいてジェンダーの視点に立った対応を行う「ジェンダー主流化」を推進し、計画の実効性を高めていきます。

2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした推進体制の充実

区における男女共同参画推進の拠点である男女平等推進センター（アクト21）の役割を一層強化し、区民や地域団体への啓発や学習機会の提供、相談機能の充実を図るとともに、関係団体や地域の多様な主体との連携を深めます。

また、区民の意見を反映した運営を行うことで、地域に根ざした実効性のある取組を推進します。

こうした拠点機能の充実を通じて、区民が安心して学び、相談し、参画できる環境を整備し、計画全体を支える推進力とします。

■基本目標Ⅳの指標

No	指標	現状値	目標値
1	女性委員のいる審議会等の割合	91.7% (令和6年度)	100.0% (令和12年度)
	審議会等における女性委員数の割合	25.8% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)
	※地方自治法（第202条の3）に定める附属機関や地方自治法（第180条の5）に定める行政委員会等に女性委員が所属している割合及び女性委員の割合		
2	区職員の管理監督者（係長・課長・部長）における女性の割合	32.8% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)
	※係長級以上の区女性職員の割合		

■施策

1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

IV-1 (1) 区の政策・方針決定過程への女性参画の促進

- 区の政策・方針決定過程の一つである各種審議会・委員会等において、女性の参画を促進します。

具体的な施策	管理監督者に向けた女性職員の育成
事業内容	区の女性職員にキャリアアップの機会提供と意識啓発を行うことにより、女性のリーダーシップ育成を図り、組織全体の活性化を目指します。
所管課	職員課

具体的な施策	審議会等における女性の参画の推進、多様な視点・意見の反映
事業内容	審議会における多様な意見を反映するため、女性や様々な経歴を持つ方を委員に積極的に選任することにより、多角的な視点からの議論を促進します。また、女性委員の参画状況を調査し、調査結果に基づき女性の参画促進に向けた課題を分析の上、今後の委員選定における改善策を検討・実施していきます。
所管課	関係各課

IV-1 (2) 多様な区民意見の反映機会の充実

- 多様な区民意見を区政に反映することができるよう、あらゆる機会を通じて区民の意見を聴取するとともに、区政に反映させる機会・手段の充実を図っていきます。

具体的な施策	パブリック・コメントの実施
事業内容	区の構想・計画・制度等を策定する際にパブリック・コメントを実施し、住民からの意見を広く募集することにより、政策決定過程における透明性と公平性を高め、男女共同参画の視点を含めた多様な意見をより良い政策づくりに反映していきます。
所管課	関係各課

具体的な施策	区民の声等、広聴活動による意見の反映
事業内容	区民の意見・要望を適切に把握し、区政運営の参考とするため、区民の声や区政世論調査を実施し、多様な意見を政策づくりに反映していきます。
所管課	秘書課

IV-1 (3) 区職員の意識啓発と男女共同参画の取組の推進

- 男女共同参画の視点に立って各施策を推進していくため、区職員の意識啓発を図る取組を推進します。
- ハラスメントが社会的に許されない行為であることを区職員に広く周知徹底するとともに、未然防止に向けて意識啓発や情報提供等を行い、良好な職場環境を整備していきます。

具体的な施策	区職員の意識啓発・研修の実施
事業内容	情報誌「アクト21インフォメーション」を通じて人権に関する情報を発信するとともに、人権研修を実施することで、区職員の人権意識の向上を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	職場における旧姓使用の実施
事業内容	職場における旧姓使用を認めることにより、女性のライフステージの変化に対応し、結婚により姓が変わった場合でも本人が希望する姓で業務に従事できる環境を整備します。
所管課	職員課

具体的な施策	男性職員の育児休業取得の促進、育児参加の支援
事業内容	男性職員の育児参加促進のため、育児休業取得の奨励と育児支援の強化に取り組みます。職場環境の整備や制度周知に加え、育児休業取得者の事例紹介や休暇制度の広報活動を通じて、男性職員の育児参加意識の向上を図ります。
所管課	職員課

具体的な施策	ハラスメント防止基本方針の策定と推進
事業内容	職場におけるハラスメント防止のため、「荒川区職員のハラスメントの防止及び対応に関する基本方針」「荒川区職員カスタマーハラスメントの防止及び対応に関する基本方針」に基づく相談体制を整備し、職員からの相談に対応する等により、適切な職場環境の整備を継続的に実施します。
所管課	職員課

具体的な施策	ハラスメント防止の研修、意識啓発
事業内容	ハラスメントの防止と適切な職場環境の確保のため、管理職等を対象としたハラスメント防止研修を実施し、職場におけるハラスメント防止の重要性の理解促進と発生時における対処能力の向上を図ります。
所管課	職員課

具体的な施策	苦情相談処理窓口の円滑な運用と情報提供
事業内容	職員報等での周知、苦情相談窓口の案内、人権研修等での啓発を実施することにより、職員一人一人がハラスメント防止の重要性を認識するとともに、相談しやすい環境づくりを進めます。
所管課	職員課

2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした全庁的な連携強化

IV-2（1）意識啓発・相談機能の充実

- 男女共同参画に関する区民の意識を高めるため、積極的な啓発活動と学習機会の提供を推進します。
- 生きづらさを抱えている方へカウンセラーによる心のケアを行うとともに、性自認・性的指向等に関する当事者・家族・周囲の方からの悩み等を安心して相談できる体制を充実します。

具体的な施策	男女平等に関する情報の収集と提供【再掲】
事業内容	男女共同参画に関する情報提供を充実させるため、男女平等推進センター（アクト21）情報コーナーの充実、区報やホームページ・SNSでの情報発信、関連図書の提供等を行うことにより、男女共同参画に関する理解を深めていきます。
所管課	総務企画課

具体的な施策	情報誌の発行、ホームページ等による啓発【再掲】
事業内容	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、情報誌「アクト21インフォメーション」を発行し、YouTube配信を行うとともに、DV防止啓発カードやLGBTパンフレット等の配布、区報やホームページ・SNSでの情報提供を充実させ、区民への理解促進を図ります。
所管課	総務企画課

具体的な施策	男女共同参画に関する講座・講演会の実施
事業内容	男女共同参画週間に合わせた講演会やパネル展、デートDV防止やDV被害者支援に関する講座等を実施することにより、男女共同参画及びDV防止に関する意識啓発を図り、より安全で安心して暮らせる社会づくりを目指します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	アクト21・こころ生き方DVなんでも相談、性自認・性的指向に関する専門相談の実施・充実【再掲】
事業内容	こころと生き方・DVなんでも相談、性自認・性的指向に関する専門相談を実施し、DV被害者やその周囲の方々に専門的な相談窓口を提供し、必要な支援につなげていきます。
所管課	総務企画課

IV-2 (2) 関係団体との連携及び区民意見を反映した運営の充実

- 男女平等推進センター（アクト21）を拠点として活動している団体との連携を強化し、団体の育成を目指した取組を推進します。
- 多様な生き方を認め合う男女共同参画社会を推進するため、全庁的な連携を更に強化します。
- 家庭や地域、働く場等において、男女共同参画を着実に推進していくため、区民、区内事業者、学識経験者で構成される区民会議を開催し、毎年度、荒川区男女共同参画社会推進計画の進捗状況の点検と必要な提言を行い、その内容を随時公表します。

具体的な施策	アクト21の事業に関する区民意見の反映
事業内容	区民の意見を施策に反映させるため、男女平等推進団体を対象にアクト21の事業に関するアンケートを実施し、結果を分析し、今後の事業展開や施策に活かします。
所管課	総務企画課

具体的な施策	男女平等推進団体の育成・交流
事業内容	男女平等社会の実現を図ることを主たる活動目的とする男女平等推進団体の育成を図るとともに、団体間の交流促進を図るため交流のつどいを開催する等により、団体間の連携強化と更なる活動促進を目指します。
所管課	総務企画課

具体的な施策	区民参画による男女共同参画の意識づくり
事業内容	区民の意見を政策に反映させるため、講演会等でのアンケート調査を実施し、その結果を今後の事業展開に活かしていきます。また、男女平等推進団体に男女共同参画推進講座への参加を促す等により、団体活動の活性化を図り、区民参画による男女共同参画の意識づくりにつなげていきます。
所管課	総務企画課

具体的な施策	人権推進事業との連携
事業内容	人権推進部門と連携して講演会等を開催することにより、男女共同参画に関する理解促進を図るとともに、多様な立場からの意見交換や情報共有を通じて、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指します。
所管課	総務企画課

第3章 施策の方向性と施策

具体的な施策	荒川区男女共同参画社会推進区民会議による点検の実施
事業内容	区民参加による男女共同参画推進の強化を図るため、男女共同参画社会推進区民会議を毎年度開催し、基本目標ごとの主な取組実績を報告し、改善状況について議論するとともに、会議資料をホームページで公開し、区民への情報公開と意識共有を図ります。
所管課	総務企画課